

黒潮町議会 9月定例会会議状況

第11回黒潮町議会 9月定例会会議録

平成20年9月10日 開会

平成20年9月19日 閉会

月 日	曜日	会 議	行 事
9月10日	水	本会議	開会・会期の決定・提案理由の説明 質疑・委員会付託・委員会審査
9月11日	木	休 会	委員会審査
9月12日	金	休 会	委員会審査
9月13日	土	休 会	休会
9月14日	日	休 会	休会
9月15日	月	休 会	休会
9月16日	火	本会議	一般質問
9月17日	水	本会議	一般質問
9月18日	木	本会議	一般質問
9月19日	金	本会議	一般質問・委員長報告・委員長報告に対する質疑、討論、採決・閉会

黒 潮 町 議 会

平成20年9月10日(水曜日)

(会議第1日目)

応招議員

1番	村 越 比佐夫	2番	山 下 伊都子	3番	宮 地 葉 子
4番	田 辺 守	5番	西 村 将 伸	6番	坂 本 あ や
7番	矢 野 昭 三	8番	浜 田 純 一	9番	畦 地 一 弘
10番	森 治 史	11番	門 田 仁和子	12番	西 村 策 雄
13番	前 田 寿 郎	14番	小 松 孝 年	15番	下 村 勝 幸
16番	竹 下 英佐雄	17番	大 西 章 一	18番	明 神 照 男
19番	山 本 久 夫	20番	小 永 正 裕		

平成20年9月第11回黒潮町議会定例会を次のとおり招集する。

平成20年8月29日

黒潮町長 下村 正直

記

1期 日 平成20年9月10日
 2場 所 黒潮町大方庁舎 3階 議会議事堂

不応招議員

なし

出席議員

応招議員に同じ

欠席議員

不応招議員に同じ

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	下 村 正 直	本 庁 副 町 長	澳 本 造
佐 賀 副 町 長	山 本 牧 夫	本 庁 総 務 課 長	植 田 壮
佐 賀 総 務 課 長	藤 本 岩 義	税 務 課 長	松 本 輝 雄
住 民 課 長	米 津 芳 喜	大 方 健 康 福 祉 課 長	谷 口 明 男
佐 賀 健 康 福 祉 課 長	大 塚 一 福	産 業 振 興 課 長	松 田 二
海 洋 農 林 課 長	矢 野 健 康	大 方 ま ち づ く り 課 長	松 田 博 和
佐 賀 ま ち づ く り 課 長	中 島 一 郎	会 計 管 理 者	野 並 純
教 育 長	松 並 勝	教 育 次 長	坂 本 勝

本会議に職務のため出席した者

議会事務局長 酒 井 益 利

書 記 宮 地 愛

議長は会議録署名議員に次の二人を指名した。

2番 山 下 伊 都 子

3番 宮 地 葉 子

議事日程第1号

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議案14号から議案第27号

(提案理由の説明・質疑・委員会付託)

日程第4 議案第28号

(提案理由の説明・質疑・委員会付託)

日程第5 議案第29号

(提案理由の説明・質疑・委員会付託)

●町長から提出された議案

- 議案第14号 専決処分の承認を求めるについて（平成20年度黒潮町一般会計補正予算について）
議案第15号 平成19年度黒潮町水道事業特別会計決算の認定について
議案第16号 黒潮町税条例の一部を改正する条例について
議案第17号 黒潮町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について
議案第18号 黒潮町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
議案第19号 黒潮町議会の議員に対する期末手当の支給に関する条例の一部を改正する条例について
議案第20号 黒潮町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
議案第21号 黒潮町特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例について
議案第22号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について
議案第23号 平成20年度黒潮町一般会計補正予算について
議案第24号 平成20年度黒潮町国民健康保険事業特別会計補正予算について
議案第25号 平成20年度黒潮町老人保健事業特別会計補正予算について
議案第26号 平成20年度黒潮町介護保険事業特別会計補正予算について
議案第27号 平成20年度黒潮町水道事業特別会計補正予算について
議案第28号 平成20年度（仮）中央保育所新築工事（建築主体・電気設備）の請負契約の締結について
議案第29号 平成20年度（仮）中央保育所新築工事（機械設備）の請負契約の締結について

●委員会に付託した陳情・要請・請願

- 陳情第19号 介護保険制度の改善を求める意見書の提出について（陳情書）
陳情第20号 貧困の連鎖を断ち切り、住民の生活の底上げを求める意見書を政府等に提出することを求める件

議事の経過

平成 20 年 9 月 10 日
9 時 00 分 開会

議長（小永正裕君）

皆さんおはようございます。

ただ今から、平成 20 年 9 月第 11 回黒潮町議会定例会を開会します。

これより、日程に従って会議を進めていきますので、どうかよろしくお願ひ致します。

諸般の報告をします。

報告第 35 号から第 37 号までが町長から、報告第 34 号および報告第 38 号から報告 41 号までが監査委員から提出されました。

議席に配付しておきましたので、ご了承願います。

なお、報告第 34 号につきましては、6 月議会に報告させていただいておりますが、この報告の中で後期高齢会計が漏れておりましたので、訂正をし、お詫びを申し上げ、報告するものであります。差し替えをよろしくお願ひ致します。

本日までに受理しました陳情書は、議席に配付しました文書表のとおりです。陳情第 19 号を教育厚生常任委員会に、陳情第 20 号を総務常任委員会にそれぞれ付託します。

町長の行政報告ならびに議長の諸報告につきましては、皆さまのお手元に配布しておりますので、これをもって報告にかえさせていただきます。

これで、諸般の報告を終わります。

町長から発言を求められております。

これを許します。

町長。

町長（下村正直君）

皆さん、おはようございます。

9 月定例議会を招集致しましたところ、全員の議員の皆さんにご出席をいただきまして、本当にありがとうございます。特に、療養中であられました門田議員がご出席いただいておりますことは、大変うれしく思います。

さて、今回も大変大勢の議員の皆さんからの一般質問、また提案の内容等、盛りだくさんございますが、執行部と致しまして一生懸命答えてまいりたいと思いまして、よろしくお願いをしたいと思います。

それでは早速ですが、何点かの取り組みにつきまして行政報告をさせていただきます。

まず、財政健全化判断比率についてございますが、平成 20 年度から施行されました健全化法に基づく平成 19 年度決算に対する財政健全化判断比率については、普通会計に対する実質赤字比率、国民健康保険事業などの特別会計に対する連結実質赤字比率は、共に赤字となっていないため、数値は出ていません。

実質公債費比率は、13.6 パーセントです。将来負担比率は 66.8 パーセントと、早期健全化基準をいずれも下回っております。

また水道事業、簡易水道事業などの公営企業の資金不足もなく、公営企業資金不足比率も数値は出でおりません。

いずれも低い数値にとどまっていますが、本町の行政課題は山積しており、今後の財政運営に注視しながら、財政の健全化に努めてまいりたいと考えています。

次に、黒潮町庁舎移転建設および入野地区のまちづくりについてでございますが、国道 56 号大方改良事業の計画推進に伴い、入野地区の抱える課題や庁舎の移転建設を検討するために、入野地区まちづくり検討委員会と、庁舎移転建設検討委員会を立ち上げました。

入野地区のまちづくりと庁舎移転建設については、黒潮町の将来を左右するような大きな事業だと考えています。委員の皆さんには大変ご苦労をかけることになると思いますが、慎重な審議をお願いし、素晴らしい計画を樹立していただきたいと期待しているところです。

次に、仮称中央保育所の建設についてですが、中央保育所の建築確認の見通しがつきましたので、去る 9 月 3 日に入札を行いました。本日、その契約にかかる議案を提出致すところでございます。来年の 4 月開所を目指し、最善の努力をしていかなければならないというふうに考えているところです。なお、佐賀地域の統合保育所の建設につきましては、このほど用地買収契約が完了し、昨日、用地測量設計業務の入札を行いました。今後は、用地造成工事を 10 月下旬ごろ、建築設計委託業務を 12 月ごろには発注したいと計画しているところです。

片坂バイパス関連事業につきましては、片坂バイパス工事用道路用地買収につきまして、8 月 21 日、22 日の両日、佐賀橘川地区、市野瀬地区において説明会を開催し、8 月末より用地交渉を開始しております。なお、国交省では、11 月ごろ工事の発注を予定をしておることです。

次に、土佐くろしお鉄道等公共交通についてでございますが、黒潮町を含む西南地域では、土佐くろしお鉄道をはじめ公共交通機関は、人口の減少や高速道路の延伸によって利用者の減少が続き、持続的な運営ができないばかりか、存続さえ問われている状況で、大変危機的な状況にあります。

しかし、公共交通は住民の皆さん、特に交通弱者の方々にとっては、なくてはならないものであります。このため、幡多地区の市町村や関係団体では、6 月に高知西南地域公共交通協議会を立ち上げ、その対策を検討しているところです。その取り組みとして、国の補助事業である地域公共交通活性化再生総合事業を導入し、地域公共交通総合連携計画調査実施計画書を策定することにしています。この策定に当たってはさまざまな検討が必要ですが、その中でも公共交通を地域で支えていく意識の醸成が大事であることから、住民の皆さんの意識調査を行うこととしています。まだ、全世帯を調査するのか、抽出で行うのかは決まっていませんが、そのときは町民の皆さんにもご協力ををお願いをするところです。

次に、職員の採用についてですが、平成 20 年度身体障害者を対象とした職員採用選考試験を実施して、平成 20 年 10 月 1 日付で 1 名に採用内定通知を致しました。

最後に、燃油価格高騰等についてでございますが、燃油価格の高騰等により、本町の一次産業をはじめ、すべての産業が多大な打撃を受けており、経営はますます厳しく、限界に近い状態にあります。この現実を重くとらえ、黒潮町原油価格高騰対策本部を早急に立ち上げ、関係機関等と有効な支援策を検討するとともに、相談窓口を設けるなどして、地域産業の維持に全力で努めてまいりたいと考えています。

以上、行政報告を終わります。

議長（小永正裕君）

これで町長の発言を終わります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定によって、2番山下伊都子さん、3番宮地葉子さんを指名します。

日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から9月19日までの10日間にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

従って、会期は本日から10日間に決定しました。

日程第3、議案第14号、平成20年度黒潮町一般会計補正予算の専決処分の承認を求ることについてから、議案第27号、平成20年度黒潮町水道事業特別会計補正予算についてを一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（下村正直君）

それでは、提案理由の説明を致します。

議案第14号、専決処分の承認を求ることについては、し尿処理施設内の機器の故障により処理不能となったため、その修理期間中搬入されるし尿を海上輸送処理をするための経費700万円を専決処分致しました。

故障原因是、7月13日日曜日午後2時15分、地下ポンプ室の配電盤が高温になり、通信不能となつたこと等によるものです。なお、修理期間は7月14日から7月18日の5日間で、し尿処分量は200トンとなっています。

議案第15号、平成19年度黒潮町水道事業特別会計決算の認定については、本決算は、大方地域の上水道事業決算の認定を求めるものです。なお、本会計では単年度2,200万円余りの黒字決算となっています。

次に議案第16号、黒潮町税条例の一部を改正する条例について、次に議案第17号、黒潮町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例についての以上2議案については、既決の条例に一部、条文中に誤りがありましたので、改正するものです。なお、詳細につきましては担当主管課長から説明を致させます。

次に議案第18号、黒潮町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について、議案第19号、黒潮町議会の議員に対する期末手当の支給に関する条例の一部を改正する条例について、議案第20号、黒潮町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、議案第21号、黒潮町特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例について、以上、改正条例4議案については、地方自治法の一部改正に伴い、議員の報酬の支給方法等が他の行政委員会の委員等の報酬の支給方法等と異なることを明確にするためなど、また、運営委員長を加え、表示の統一、町内旅費の支給にかんし、一部を改正するものとなっています。

議案第22号、教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について

は、既決の条例の字句の統一を図るものとなっています。

次に議案第23号、平成20年度黒潮町一般会計補正予算については、既決の予算に2億6,964万1,000円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ81億6,029万6,000円とするものです。

歳出の主なものは、総務費では公的年金特別徴収に係る基幹系システム改修に伴う委託料1,080万5,000円、民生費では議員全員協議会でおわびを申しまして、説明も致しましたが、老人福祉総務費1億5,784万3,000円に、この補正予算は平成20年4月より後期高齢者医療制度が創設されたことに伴い、老人保健特別会計から75歳以上を対象とした保険料を徴収するために、後期高齢者医療保険事業特別会計を新設したところですが、医療給付費に対し、町が負担する額を平成20年度当初予算に計上していかなかったため、今回補正をするものです。

次に、児童福祉施設費では、定数内臨時保育士雇用賃金に2,220万。

土木費では、高規格道路関連用地購入費に1,100万7,000円。これは、市野瀬工事用道路ならびに橋川工事用道路の買収、補償費等です。

教育費では、佐賀地域小学校3校、拳ノ川小、伊与喜小、佐賀小の体育館耐震第2次診断の委託料771万円、入野小学校体育館耐震補強工事451万5,000円、佐賀中学校体育館耐震第2次診断委託料269万円等が、主な補正内容となっております。

また、町内小中学校の耐震第2次診断については、9月補正予算で完了することになっております。

歳入の主なものは、地方交付税1億3,579万8,000円、財政調整基金繰入金8,163万7,000円等となっています。

次に議案第24号、平成20年度黒潮町国民健康保険事業特別会計補正予算については、既決の総額に歳入歳出それぞれ6,632万4,000円を追加し、総額をそれぞれ19億3,552万5,000円とするものです。本予算は、平成20年度の国民健康保険税の7月調定による金額と、7月までの給付費等の実績から1年間の必要額を算出し、不足額および後期高齢者支援金額等の決定による過不足額を計上するものとなっています。

議案第25号、平成20年度黒潮町老人保健事業特別会計補正予算については、既決の総額に歳入歳出それぞれ261万円を追加し、総額をそれぞれ2億6,424万1,000円とするものです。本予算については、平成19年度老人保健医療給付費等事業実績が確定したことによる予算となっています。

議案第26号、平成20年度黒潮町介護保険事業特別会計補正予算については、既決の総額に歳入歳出それぞれ829万4,000円を追加し、総額をそれぞれ13億4,696万4,000円とするものです。本予算は、平成19年度予算の精算と、7月までの給付実績を基に算出した予算となっています。

最後に議案第27号、平成20年度黒潮町水道事業特別会計補正予算についてですが、既決の資本的收入および支出の予定額を、資本的収入額が支出額に対し不足する額8,690万3,000円を9,446万3,000円に改め、過年度損益勘定留保資金で補てんするものです。

以上です。

なお、詳細につきましては、本府副町長ならびに佐賀担当副町長、担当主管課長等に説明を致させますので、ご審議のほどをよろしくお願い致します。

以上です。

議長（小永正裕君）

澳本副町長。

本庁副町長（奥本 造君）

おはようございます。

それでは、議案第14号の専決処分の承認についての議案でございます。

本予算につきましては、ただ今町長から提案理由の説明を行いました。専決の理由と致しましては、し尿処理場の一部故障がありまして、それに伴う修理期間5日間の汚泥の処理を海上で輸送させていただいたと。その費用に700万円を計上致したところでございます。

この充当財源ですけれども、交付税を充当させていただきました。よろしくお願ひを致したいと思います。

また、本予算、大変緊急な用件でございまして、179条第1項の規定を適用させて処分を致しましたので、よろしくご承認をお願いします。

議長（小永正裕君）

松田まちづくり課長。

大方まちづくり課長（松田博和君）

おはようございます。

それでは議案第15号、平成19年度黒潮町水道事業特別会計決算について、概要を説明させていただきます。

いつも申しておりますけれども、町内には12の水道施設がございます。そのうちですね、今からご説明致します水道会計の決算につきましては、町長の方からもありましたが、上水道、まあ大方の方にあります上水道の会計でございますので、その点ご理解願いたいというふうに思っております。

それでは説明を致しますが、事業報告の方から説明させていただきたいと思いますので、事業報告の方をお願いします。この色の、下側の方になります。

議長（小永正裕君）

暫時休憩します。

休 憩 9時 22分

再 開 9時 22分

議長（小永正裕君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

大方まちづくり課長（松田博和君）

それでは、まず1ページをお開きください。総括事項ですけれども、黒潮町の上水道はですね、根幹をなす上川口の水源池および配水池をですね、52年ころに建設を致しまして、53年から運用をしております。丸30年を経過してですね、施設の老朽化が相当進んでおりまして、これがまあ今の大きな課題ということが言えると思います。

そういう中で、平成19年度の上水道の給水戸数はですね、その1ページのまん中ほどにありますが、給水戸数3,867戸、給水人口9,020人ということで、水道普及率と致しまして戸数では99.6パーセント、人口で99.7パーセントということになっております。

有収給水量ですけれども、次のページをお願いしたいと思います。3ページの方をお願いします。3ページの方にですね、上水道の主な業務概要を対前年度と比較して記入しております。

その中で配水量、本年度分ですが、134万9,942立米ということになっておりまして、給水量、皆さ

ん方の家庭にお配りした量がですね、107万1,435立米ということになっております。

この給水量に基づきまして皆さん方から料金を頂いておりますので、くみ上げた134万9千なにがしで割っていきますとですね、その表の端にありますが、有収率ということで79.4パーセントということになっております。前年度からは0.2ポイント増加はしておりますけれども、17年度の資料ですが、県下平均が大体83.5パーセントということでございます。また、以前からですが、本町の有収率をですね、まあ85パーセントを目指したいと、まあ目標値ではありますが、そういう思いでまあ水道運営をしておるという状況にあります。その中で、まあこの数値であります。

ここでですね、資料にはございませんけれども、大方の方の水道、基準を超えますと1立米130円でございます。それに、このロスといいますか、消えた数量を計算しますと、27万8,507立米ということになりますが、これを掛けますと3,800万くらいがですね、消えておるということになろうかと思いまます。まあこのロスをいかに少なくしていくかということが、これも大きな課題でございます。まあそういうような状況があるということで、ご理解願いたいと思います。

4ページの方をお願いします。これからですね、19年度に施設の修繕とかを行った事業の方を掲載しておりますので、ご確認いただきたいというふうに思います。

それから、7ページの方にお願いします。7ページの方はですね、事業収入、事業費用ということで、皆さん方から頂いたお金ですね、水道料金で、現在の施設を運営しておるという状況を入れております。

それから、このほかに後で説明しますけれども、未普及地への拡大とかいうふうなことで、事業拡大をしておる部分がございます。まあこれが、その場合ですね、この7ページの下の端に企業債というのがありまして、資金を借りながらやっておる状況ですが、まあ19年度についてはですね、借り入れを行わずに対応したということで、当年度の借入金がゼロということになっております。

それでは、決算書の方をお願いします。

決算書1ページをお願いしたいと思います。水道事業にはですね、以前からご説明しておりますが、皆さん方から徴収させていただいた料金で施設を運営する部分と、未普及地への拡大をする部分、この1ページの方はその運営する部分、3条予算というふうに呼んでおりますが、その部分を入れております。

決算の所の合計ですね、収入が1億3,787万3,864円、支出の方で1億1,392万6,111円となっておりまして、差し引き2,394万7,753円が黒字ということになります。が、ここはですね、消費税が含まれておりますので、ご注意願いたいというふうに思います。

次のページをお願いします。これが拡大していく部分、または施設の改善していく部分でございますが、4条予算と言われる部分でして、ここも決算をお願いします。

収入の方は、ゼロということになっております。

支出の方で、6,345万2,187円ということになっておりまして、差し引きまあその支出の部分をどうしたかということになるわけですが、町長の方からもありましたようにその欄外、2ページの欄外ですが、事業拡大をする部分についてですね、収支の不足部分については内部留保金と言われるお金ですね、対応できるということで、これで補てんをして対応をしております。

次に、3ページちょっと飛ばしまして、12ページの方をお願いします。上水道会計の19年度中の状況をですね、一般会計のような表示の仕方で表したもののがこの部分でございます。

12ページの方で事業収益と致しまして、1億3,141万1,829円ということになっております。その主

なものがですね、皆さん方から負担していただいている水道使用料、まあ給水栓の数がその備考欄にあります、4,515栓数あります、その中でですね、1億2,785万926円というお金を頂いておるという状況でございます。

あと、そこに書いておるような状況ですので、ご確認していただきたいというふうに思います。

次のページ、14ページをお願いします。収入に対してまあ費用なわけですが、目の所ですね、原水及浄水費と致しまして、1,210万1,545円。これについて主なものはですね、タンクまで上げる電気料、動力費という部分でございます。

それから、配水工事費関係ですが、それが1,464万9,060円。この主なものは、施設の老朽化等による修繕関係が大きなものでございます。それから、検診を委託しておりますので、その委託料等となっております。

6の総係費ですが、これがですね、3,132万3,728円ということで、これは主に職員4名の人物費関係が大きなものでございます。

そのほかに、15ページの下の方にありますが、委託料と致しまして、システム関係の委託料などがあります。

次の16ページをお願いします。目の所ですが、7目で減価償却費3,228万7,770円ということになっております。内容は、それをご確認していただきたいというふうに思います。

それから営業外費用と致しまして、目の支払利息及企業債取扱諸費ということになっておりますが、これはですね、今まで施設を造ってきた中で、借りておりますので、その資金を返さなくてはなりません。そのときにですね、元金の部分については4条予算に表示されます。利子の部分がここに出てきまして、1,847万9,005円ということになっております。

それらのトータル致しまして、支出の方で1億894万8,494円、収入の方との差し引きがですね、2,246万3,335円となりまして、これがまあ19年度の上水道会計の利益ということになります。

ページの方を3ページをお願いします。3ページ、4ページについてですね、今一般会計のような形でご説明を致しましたので、対比していただきたいと思いますが、4ページの方で下から3行目、右の端。先ほど言いましたように、当年度の利益が2,246万3,335円ということになりまして、前年度からの繰越利益がですね、2,092万4,701円ございまして、トータル4,338万8,036円が19年度末の利益剰余金ということになります。

それから続きまして、5ページの方の貸借対照表の方ですが、これはですね、まあ企業会計独特のやり方ですのでなかなか分かりにくい部分がありますけれども、そこにありますように20年度3月31日時点の黒潮町上水道の財務状況ということで、ご確認していただきたいと思います。

5ページの方に固定資産がございます。

それから、6ページの方ですね、まいりまして、流動資産と致しまして、現金、預金が3億3,176万360円、未収金と致しまして2,754万5,578円。それから、貯蔵品と致しまして1,956万5,737円。トータル流動資産がですね、その右にいきまして3億7,887万1,675円ということになっておりまして、これに固定資産を合計致しまして、中ほど右の方に16億9,666万3,737円ということになっております。

それから負債の部ですが、負債はですね、工事などをして、まだ3月31日時点で支払われてない部分等がありまして、3,291万1,146円。それから、その下にあります数字を含めまして、負債合計と致しまして右の方になりますが、3,314万9,768円。

それから資本の方ですが、資本の方はですね、ここにご覧いただきたいと思いますが、7ページの下の方の部分ですが、借入資本金ですが、先ほども言いましたけれども、施設拡大のときに資金を借り入れて、現在残っておる部分が6億9,386万5,283円ということになっております。

それから、8ページの方をお願いします。あとですね、ここにありますようにまあ剩余金関係、まあ国、県の補助金、今までの部分を合計した部分ですが、そういう剩余金関係。

それから利益剰余金関係ですが、利益剰余金はですね、そこにありますようにイ、ロ、ハのように、まあ基金として貯金しておる部分と、それからニとホにありますように、本年度の剰余金と前年度からの繰越剰余金、これは先ほど説明したとおりでございます。

それらを合計致しまして、この表の下から3行目右になりますが、剰余金合計が8億7,796万2,610円。これにですね、資本金関係、それから負債等を足しまして資本金合計がですね、負債、資本の合計、下の端になりますが16億9,666万3,737円ということになります、この額がですね、6ページの資産合計の右の数値と合致しておりますので、バランスが取れておるということが言えます。

あと、9ページはですね、今説明したがの詳細ですので、確認していただきたいというふうに思います。10ページもお願いします。

11ページをお願いします。11ページに剰余金処分計算書案ということで、前年度からの繰越分と本年度の利益を足しまして、そこにありますように4,338万8,036円がございます。これをどうしようかということで、そこにありますように、カッコ1の利益積立金繰入金としてですね、3,000万を貯金したいという部分です。

それから、その右の下にありますが、残り1,338万8,036円はですね、通常の運転資金的に持つておきたいと、繰り越しとして対応したいという部分でございます。

それから、12からずっと説明しましたので、17ページお願いします。18ページの方にお願いします。これがですね、17、18が今まで上水道を拡大していく中で借り入れて、現在残っておるまあ借金といいますか、起債がこの部分でございます。

18ページの下の端の右の所ですが、3月31日現在未償還残高が、先ほど説明致しましたけれども、6億9,386万5,283円が残っておるという部分でございます。

それから、左側へ3つ目の所に当年度、19年度に償還した元金がここにございます。3,362万7,987円ということです。

水道事業の場合はですね、償還期間が大変長くございまして、17ページの方をお願いします。17ページの方の上の端ですが、左側から2番目、年度ということで、借入年度が52年。32、3年前に借り入れた部分がですね、やっと19年度で終わったという部分がここに表れております。

次に、19ページの方をお願いします。固定資産関係の明細でございます。ここでですね、当年度減価償却した部分がですね、下の端の右から4枠目、3,228万7,770円ということになっております。

以上でございます。よろしくお願いします。

議長（小永正裕君）

税務課長。

税務課長（松本輝雄君）

おはようございます。

それでは議案第16号および議案第17号について、ご説明致します。

議案書の5ページをお開きください。議案第16号、黒潮町税条例の一部を改正する条例ですが、附則第20条第3項中、付則第35条の3第2項を付則第35条の3第12項に改め、同条第7項及び第8項を削るとするものですが、先の条例改正で、先ほど町長も申し上げましたけれども、付則第35条の3第14項を付則第35条の3第12項に改正しなければならないものを、付則第35条の3第2項と、項を誤記していたため、付則第35条の3第12項に改正し、同条第7項および第8項を削除として改正させていただきましたけれども、形がいを残す必要がないことから、削るに改正させていただくものでございます。

次に、7ページをお開きください。一部改正条例参考資料では、1ページ、2ページになります。議案第17号、黒潮町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例でございますが、この議案につきましても、付則により施行期日を定めていたものですが、国からの改正条例例では付則が第1項から第24項までとなっておりますが、第2項については先の専決処分により改正、第6項は町税条例では現在のところ、該当致しません。

従いまして、第5項までは1項繰り上げ、第7項からは2項繰り上げ、第22項までにする必要があつたものをそのまま引用していたため、付則第1条第1号中から第4号中において、項を1項ないし2項繰り上げ、改正をさせていただくものでございます。

おわび申し上げますとともに、今後とも順守事項には留意、精査し、事務処理を進めてまいりたいと思います。

どうか承認をよろしくお願ひ致します。

議長（小永正裕君）

植田総務課長。

本庁総務課長（植田　壯君）

それでは、私の方から議案第18号から22号まで説明をさせていただきます。この議案18号から22号までは、先ほどまあ冒頭ですね、町長からも説明がありましたけれども、特に18条から21条にかけては地方自治法の改正に伴うものでございまして、まず議案第18号、黒潮町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について、説明致します。

議案書ではページ9ページをお開きください。この改正はですね、少しまあ変則的にはなっておりますけれども、第1条と第2条の2つに分けた改正を行っております。

第1条では3点の主な改正を行っております、まず1点目が条例第1条と5条中の改正で、議員に対する期末手当の支給にかんする条例が別にあるため、期末手当にかんする規定を削り、それに伴い条例の題名を改正すること、また2点目としまして、条例第2条中の改正で、報酬の額にかんする規定に運営委員会委員長を加え、表示方法を統一すること、また3点目としまして、条例第4条中の改正で、町内旅費の支給にかんし旧漁川町および旧中村市の旅費の支給について、現状に合うように改正するものでございます。

従いましてこの1条、第1条改正はですね、適用日を平成18年3月20日にさかのぼってすることとしています。

また第2条では、先ほども申しましたけれども、平成20年6月に地方自治法が一部改正され、同年9月1日から施行されたことに伴い改正するものです。

主な改正内容は、議員の報酬の支給方法等にかんする規定を他の行政委員会の委員等の報酬の支給方

法等にかんする規定から分離さすとともに、議員の名称を議員の報酬から議員報酬に改正するものです。この改正に併せて、元の条例第1条で地方自治法、上位法の規定を記載し、根拠規定を明確にすることにしております。

次に議案第19号、黒潮町議会の議員に対する期末手当の支給に関する条例の一部を改正する条例について、説明致します。

ページ11ページをお開きください。この条例改正は先の議案第18号と同様に、第1条とまあ第2条に分けて改正をしています。

第1条では本則中でですね、議長の次に、まあ常任委員会委員長および運営委員会委員長を加え、対象者を明確なものとし、現状に沿うよう整え、平成18年3月20日から適用するものです。

第2条は議案第18号の第2条と同様に、地方自治法が一部改正されたことに伴い改正するもので、内容的には同じ内容となっております。従いまして、施行の日は公布の日からとし、適用は平成20年9月1日からとするものでございます。

次に議案第20号と21号でございますけれども、議案第20号、黒潮町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例と、議案第21号、黒潮町特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例につきましては、改正内容が同じですので、一括で説明させていただきます。なお、議案書では13ページと15ページになります。

この2つの条例改正もですね、先ほど説明しました地方自治法の一部改正によるもので、さっきの議案第18号と19号とも関連した内容となっておりまして、議員の報酬の支給方法等にかんする規定を他の行政委員の委員等の報酬の支給方法等にかんする規定から分離するとともに、議員の名称を議員の報酬から議員報酬に改正するものです。なお、この2つの条例とも施行の日は公布の日からとして、適用は平成20年9月1日からとするものです。

次に議案第22号、教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について、説明致します。

議案書ページ、17ページをお開きください。この改正は、条文中の字句について統一性を図るため、それぞれの字句のみを改めるもので、内容的にはこれまでと同様で変更はありません。従いまして、施行日は公布の日からとしております。

以上でございます。

議長（小永正裕君）

澳本副町長。

本庁副町長（澳本　造君）

それでは議案第23号、平成20年度の黒潮町一般会計補正予算について、説明をさせていただきます。

本予算につきましては、既決予算の総額に歳入歳出それぞれ2億6,964万1,000円を追加致しまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ81億6,029万6,000円に致したいとするものであります。

それではまず、歳出の方から主なものについてご説明をさせていただきます。

16ページをお開き願います。まず2款の総務費でありますが、3目の財産管理費でございます。2款、総務費につきましては、2,037万6,000円を追加致したいとするものであります。この主なものと致しましては、13節の委託料20万円を計上致しました。この予算につきましては、庁舎移転検討委員会が立ち上がりましたので、その協議の過程で設計比較等必要かと思いまして、計上をさせていただきまし

た。

次に、6目の企画費でございますが、19節の負担金補助及び交付金、特に北郷地域の50万円でございますが、これは中山間生活支援総合補助金を活用致したいと思っております。この件につきましては、地域にある資源や人をどのように生かすか、こういったことで地域を活性化していこうというようなことで、この地域における計画を策定を致したいという費用でございます。

次に、11目の情報化推進費でございます。13節の委託料1,096万4,000円を計上致しました。これは、公的年金について平成21年の4月から特別徴収が開始されます。これに伴いまして、事前にシステムの改修を行いたいという費用でございます。この費用が1,080万5,000円を計上致しております。

次に、17ページの18節、備品購入費でございますが、82万5,000円につきましては、先ほど説明致しました公的年金の特徴に係るシステムの改修に関連した備品を購入致したいとするものであります。

次に、2目の賦課徴収費、23節でございますが、これは税源移譲に伴う町県民税の還付金の措置分を計上させていただきました。640万円であります。

次に、3款の民生費1億8,519万7,000円を追加させていただきました。この主なものと致しまして、7目の障害者自立支援費、18節の備品購入費でございます。20万円でございますが、これは障がい児を育てる地域の支援体制整備事業費を活用させていただきました。ジョイントマット一式でございます。20万円を計上致しております。

次に18ページでございますが、23節の償還金利子及び割引料485万3,000円でございます。この予算につきましては、平成19年度の精算に伴う返還金を計上致したところです。

次に、2項の老人福祉費、1目の老人福祉総務費でございます。これは19節、負担金補助及び交付金でございます。1億5,784万3,000円につきましては、冒頭、町長の方からご説明を致しました内容による計上であります。

次に、28節の繰出金でございますが、減額致しまして126万3,000円。これも、平成19年度精算による減によるものでございます。

それから、3目の児童福祉施設費、7節の2,220万円でございます。臨時職員の雇用賃金を計上させていただきました。なお現在、大方地域に12名の臨時保母さん、佐賀地域に3名の臨時保母さんを雇用致しております。なお、現在の保育所の保母職員数でございますが、47名、給食調理員さんが10名でございます。

次に19ページの4目、児童福祉施設建設費でございます。これは、19節の負担金補助及び交付金85万円を計上致しました。これは、中央保育所の新築に伴います75ミリ径の配水管、これを新設加入分担金でございます。なお、分担金につきましては、条例に基づく予算を計上させていただきました。

次に、6款の農林水産費、3目の農業振興費でございます。主なものとして、11節の需用費284万7,000円でございますが、これは菌草生産施設の作業場の修繕を計上させていただきました。主だったものと致しましては、高圧の殺菌釜の修繕費、約230万円、それから、電動シャッターを修繕を致したいということで、約15万円を計上させていただきました。

それから、20ページをお開き願います。2目の林業振興費でございますが、19節、負担金補助及び交付金230万円を計上致しております。この主なものと致しましては、林業機械の整備事業でございます。これは、トンネル補助でございます。7トンの運搬車、GPS測量機等を購入致したいとするものでございます。このトンネル補助の予算でございます。

それから3項、水産業、2目の水産業振興費、19節でございます。72万7,000円でございますが、主なものと致しましては、記載しているように入野支所のホイストレール、それから田野浦の支所のホイストレール、大変、塩害で腐食致しております。これを修理を致したいという経費でございます。

次に、移動式の計量機の導入補助金でございますが、127万5,000円を計上致しております。これは佐賀支所でございますが、現在、荷さばき所に水揚げされたカツオをですね、計量機にまあ、乗組員の皆さんが計量機に運んで乗せるというふうな、まあ状況でございます。これを、大変多大な労働も要りますし、時間も要しております。そうしたこと、この計量機を導入を致したいという経費を計上致したところでございます。

次に、8款の土木費3,470万2,000円を補正をさせていただきました。主なものと致しまして、3目の道路新設改良費でございます。17節の公有財産購入費1,100万7,000円でございますが、これは高規格道路用の関連用地の購入費でございます。これは、町長からも冒頭、提案説明の中で説明を致しましたが、市野瀬工事用の道路。約、山林が3,290平米、田畠が6,740平米ぐらいを予定をしているようございます。それから、佐賀橋川工事用の道路用地。山林が2,840平米、田畠が2,710平米を予定を致しております。これに係る予算を計上致したところでございます。

次に、22節の補償費でございますが、ただ今説明も致しました関連道路で補償費、主、立木の補償でございますが、430万円を計上致しました。

次に、2目のがけくずれ対策でございますが、15節、工事請負費1,500万円を計上致しております。これは、県へ要望個所3カ所致しております。拳ノ川地区に1件、奥湊川に1件、灘地区に1件、合計3件を県に要望致しているところであります。

次に22ページでございますが、5項の都市計画費、1目、都市環境整備事業、いわゆるまちづくり交付金事業でございます。この件につきましては、財源の組み替えをさせていただきました。よろしくお願ひをしたいと思います。大変、まちづくり交付金事業につきましては、5年間の合計の総合予算でございまして、年度内に事業内のいわゆるやりくりをしながら、その予算を計上するといったことでございまして、今後もこういった事業内の振替等が出てこようかと思いますので、よろしくまあお願いを致したいと思います。

次に、6項の住宅費、2目の住宅建設費でございます。15節の工事請負費300万円を計上致したところです。これは、坂折の公営住宅団地の修繕工事でございまして、主に外壁工事を追加させていただくことになりましたので、計上をさせていただきました。事業名につきましては、ストック改善事業を充當致しております。

次に、23ページの3目の消防施設費でございますが、11節の需用費70万円でございます。これは、鞭部落のサイレン吹鳴の修繕料を計上致したところです。

10款の教育費でございますが、2,006万2,000円を追加補正を致しました。主なものと致しましては、2項、小学校費、1目、学校管理費でございます。13節の委託料771万円でございますが、これは町長からも説明を致しました拳ノ川小学校、伊与喜小学校、佐賀小学校のそれぞれの体育館の耐震第2次診断を委託致したいとするものです。

それから、15節の工事請負費451万5,000円でございますが、入野小学校体育館の耐震補強工事を計上致したところです。

次に、3項の中学校費、1目、学校管理費でございます。13節の委託料269万円でございますが、こ

れは佐賀中学校の体育館、第2次診断を委託したいという経費であります。

次に、3目の維持修繕費でございます。11節、需用費280万円を計上致したところであります。この経費は、佐賀中学校の配水管が非常に腐食致しております、その漏水をしているということで、これの修繕費を計上させていただきました。

以上でございまして、特に耐震診断につきましては、小学校、中学校共に第2次診断、9月本予算議決いただければ、すべて完了するといったことでございます。

歳入の方でございます。

歳入、13ページをお開きください。歳入の10款の地方交付税でございます。1億3,579万8,000円を予算化致しました。ちなみに平成20年度、地方交付税が確定をされました。34億4,279万8,000円であります。

それから、15ページの18款の繰入金、1目の財政調整基金の繰入金8,163万7,000円を計上させていただきました。なお、ただ今説明しました金額につきましては、一般財源に充当されるものでございます。

それから、9ページの第2表の繰越明許費でございますが、この明許費につきましては、8款の土木費、5項の都市計画費、まちづくり交付金事業、1億4,300万円を繰越明許費として計上致しております。

以上でございます。よろしくご審査をお願いします。

議長（小永正裕君）

谷口健康福祉課長。

大方健康福祉課長（谷口明男君）

それでは議案第24号、平成20年度黒潮町国民健康保険事業特別会計予算補正第1号について、提案理由の説明をさせていただきます。この黄色のですけど、よろしいですかね。

補正理由は、平成20年度の国民健康保険税の7月調定による金額と、7月までの給付費等の実績から、1年間の必要額の算出によります不足額、および後期高齢者支援金額等の決定による過不足額を計上したもので、歳入歳出それぞれ6,632万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ19億3,552万5,000円とするものです。

歳出から、主なものも説明させていただきます。

11ページをお願いします。2款1項1目の一般療養給付費として3,630万、2目の退職療養給付費として1,630万、そして、3目の一般被保険者療養費として300万を計上しています。

3款1項1目の後期高齢者支援金として、決定通知によりまして2,131万2,000円を計上しております。

5款1項1目の老人保健拠出金は、決定通知によりまして200万円を減額しております。

途中から12ページに移りますが、6款1項1目の介護保険給付金も決定通知によりまして858万8,000円を減額しております。

続きまして、歳入を説明させていただきます。

8ページをお願いします。1款、国民健康保険税、1項1目、一般被保険者分と致しまして、1節、医療給付費分と致しまして816万円、2節、後期高齢者支援金分と致しまして291万2,000円、3節、介護納付金分と致しまして59万7,000円をそれぞれ減額しております。

2目、退職被保険者分と致しまして、1節、医療給付費分と致しまして258万9,000円、2節、後期高

齢者支援金分と致しまして98万1,000円、3節、介護納付金分と致しまして114万円をそれぞれ減額しております。

9ページの方になりますが、3款の国庫支出金の1項1目、療養給付費等負担金と致しまして3,441万6,000円、2項1目、普通財政調整交付金と致しまして6,364万6,000円、4款の県支出金、2項1目、財政調整交付金として350万2,000円、5款の1項1目、療養給付費交付金として1,987万円をそれぞれ増額しております。

6款1項1目、前期高齢者交付金を決定通知によりまして5,119万8,000円減額しております。

途中から10ページに移りますが、9款の繰入金、1項2目、財政調整基金繰入金と致しまして1,246万7,000円、歳入不足分として増額しております。

以上、よろしくお願ひします。

1個飛びますけど、この分のをお願いします。議案第26号でございます。オレンジの予算書でございますけど。

議案第26号、平成20年度黒潮町介護保険事業特別会計予算補正第1号について、提案理由の説明をさせていただきます。

補正理由は、平成19年度黒潮町介護保険特別会計予算の清算と、7月までの給付実績を基に算出した補正予算で、歳入歳出それぞれ829万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ13億4,696万4,000円とするものであります。

歳出から説明させていただきます。

9ページをお願いします。1款、総務費、3項1目、認定調査等費の34万1,000円は、報償費から報酬への節の組み替えでございます。

2款、保険給付費、1項および2項の2,400万円の増減額につきましては、これまで経過的要介護の方につきましては、1項の介護サービス費で支払っていましたが、1年ごとに行われる介護認定区分の見直しによりまして、要介護よりも要支援になる方が多かったので、2項の介護予防サービス費での支払いになったことによります組み替えでございます。

次に5款、途中から10ページに移りますが、基金積立金、1項1目の積立金20万円は、基金利子です。

7款1項1目の償還金利子及び割引料の35万円は、19年度に適用除外施設となった施設入所者への還付金です。

2目の償還金774万4,000円は、19年度に余分にもらひ過ぎていた負担金等で、内訳は国庫負担金補助金623万7,000円、県費負担金補助金114万7,000円、支払基金36万円の返還金を計上しております。

続きまして、歳入を説明させていただきます。

8ページをお願いします。6款、財産収入、1項1目、介護給付費準備基金利子20万円。

7款、基金繰入金は、19年度分の還付金の財源と致しまして35万円。

8款、繰越金774万4,000円を確定額により増額しております。

以上です。よろしくお願ひ致します。

議長（小永正裕君）

大塚健康福祉課長。

佐賀健康福祉課長（大塚一福君）

それでは議案第 25 号、平成 20 年度黒潮町老人保健事業特別会計補正予算について、説明させていただきます。緑表紙の 1 ページをお開きください。

それでは、説明させていただきます。平成 19 年度老人保健医療給付費等の事業実績が確定したもので、歳入歳出予算を 261 万円追加して、歳入歳出予算の総額を 2 億 6,424 万 1,000 円とするものです。

次に、6 ページをお開けください。歳入の 1 款 1 項 1 目の医療給付費の不足分 387 万 3,000 円を計上し、次の 5 款 1 項 1 目の一般会計繰入金を 126 万 3,000 円を減額して、歳入歳出予算を調整したものです。

次に、7 ページをお願いします。歳出の 2 款 1 項 1 目、医療給付費の財源内訳を国県支出金に 387 万 3,000 円を組み替えしたもので、4 款 1 項 1 目の償還金 261 万円を超過分としたものを歳入歳出予算に計上して、総額 2 億 6,424 万 1,000 円としたものです。

以上です。よろしくお願ひします。

議長（小永正裕君）

松田まちづくり課長。

大方まちづくり課長（松田博和君）

それでは議案第 27 号、平成 20 年度黒潮町水道事業特別会計補正予算について、ご説明を致します。

最後の方になりますが、このあさぎ色の予算書をお願いします。

今回の補正の主なものはですね、3 条予算におきまして節の振替をさしていただく部分と、4 条予算の方におきまして、緊急に上川口のですね、臨時の発電機をですね、改善しなくてはならなくなりましたので、この部分と、仲分川の水源池がですね、水が相当出なくなりまして、別に水源池を構えたいということで、補正をさしていただくものでございます。

資料の方は、1 ページをお願いします。ここに全体のまとめを入れておりますので、ご確認していくいただきたいと思います。

4 条予算、中程になりますが、カッコ書きで出ておりますが、この部分、歳入歳出で不足する部分をですね、補正後 9,446 万 3,000 円をですね、内部留保金で対応したいという部分でございます。

3 ページの方をお願いします。3 ページの方で、3 条予算の部分でございます。ここにありますように節、9 節とですね、22 節を振り替えらしていただきたいという補正でございます。

次に 4 ページ、5 ページをお願いします。4 ページ、5 ページについてはですね、4 条予算、事業を拡大していく部分の予算でございます。

まず、4 ページの収入ですが、ここにありますように補正額 300 万円で、仲分川の飲料水供給施設のですね、水源池の確保をしたいという部分でございます。

それで、支出の方ですが、5 ページの方になりますて、24、工事請負費の中でですね、上川口の水源池の停電の場合の発電機の更新をしたいという部分と、今の仲分川のですね、水源池を求めたいというところでございます。

補正是以上ですが、あと、まあ水道会計、企業会計的にですね、6 ページ以降資金計画、それから 8 ページに、20 年度内の予定の損益計算書、また 10 ページからはですね、20 年度末の予定のですね、貸借対照表を入れておりますので、ご確認していただきたいというふうに思っております。

この水道会計につきましてはですね、現在、佐賀の簡水と予算書の全面的な統合を計画しております。それで、この貸借対照表なんかですね、19 年度、佐賀の方の固定資産関係の精査が出来上がりました

ので、今後はですね、それをまとめて皆さん方にお示ししてまいりたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひします。今回はまあ、この状況でお願いします。

以上です。よろしくお願ひします。

議長（小永正裕君）

これで、提案理由の説明を終わります。

この際、10 時 40 分まで休憩致します。

休憩 10 時 25 分

再開 10 時 40 分

議長（小永正裕君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

これから質疑を行います。

議案第 14 号、平成 20 年度黒潮町一般会計補正予算の専決処分の承認を求ることについての質疑はありませんか。

西村策雄君。

12 番（西村策雄君）

質問致します。

副町長の提案理由の説明の中で、いわゆるそのポンプ等々が故障をしてですね、緊急、やむを得ず、し尿の処理のためにしたと。これは当然ですね、やるべきことでありまして、そのとおりですが。

しかし、このいわゆる処理場については委員会もございますが、だんだんですね、施設が現在の黒潮町で発生するし尿を十分処理できない、非常に時間がかかると、そういうことがあったのですがね。ほんとこの、出たがは氷山の一角なんですね。ほんとそれを、いわゆるこの専決はいいのですが、このね、この第 179 条で行ったということですので、これは問題ないと思うのですが。この条例も改正になってますわね、専決処分の。新しく改正になっておりますので、そのへんも踏まえての提案ですか。

それと、私は先ほど申し上げました専決処分にはもう関係ないかも分かりませんが、いわゆるね、非常にこの今回のこの事件がこれからどんどん発生すると思うんですよ。そういうことを、こら氷山の一角やと思いますので、住民に迷惑のかからない、いわゆる運搬処理業者もスムーズに住民のニーズに応えるようなことができる、そういうことを踏まえての、何ですかね、そういう考えはないですかね。

議長（小永正裕君）

澳本副町長。

本庁副町長（澳本 造君）

179 条の専決処分の事項でございますが、地方自治法の一部改正がございました。平成 18 年の 6 月の 7 日から、いわゆる政令で 6 月の 7 日を基準にしてですね、政令でその基準 1 年間を限度として、政令で定めた日から期間とすると、こういうふうに改正をされたと思います。

その改正の要件につきましては、179 条改正前については、議会を開くいとまがない場合、臨時議会を招集することができますよという旧法であったと思います。

それが今回の改正によりまして、この案件がですね、急を要し、かつ時間的余裕がない場合にというふうに、今回の改正についてはですね、それほどそういったシビアな内容になっておると思います。

まあそうしたことと、まあ自治法が改正をされて、要件そのものもある一点具体化してきたという

ようなことで、まあとまがないという用語よりも、改正されたいわゆる時間、議会を招集する時間等ですね、がなかったということで、まあその法の解釈はそのように考えております。

議長（小永正裕君）

西村策雄君。

12番（西村策雄君）

副町長の説明がございましたが、いわゆるこの改正条例についてですね、そのとおりなんですね。しかし私はね、専決処分をすなとかね、問題があるがやないかという、その窮屈な思いを執行部に求めようがやないんですよ。現在、その上位法を順守をしなさいよと、法律を守りなさいということを非常に総務省が言いよる。まあ地方へその声を流しよう。

そういうことになりますと、これからもね、やはりその専決処分はあり得ると思うんです。そういうことになりますと、やはりその委員会が活発に、さまざまな機関をもってその対応すると。それと、運搬業者から非常に悲愴（ひそう）な声もあるということで、同僚議員もですね、今までの議会で再々こういうお話を出しますので、こういう事態に陥らないような対応、そして、専決処分はできるだけ私はね、やはり議長には報告するとかね、そういう流れをちゃんととする。それと協議会でね、この間も協議会があったのですが、そのときにこの説明したらこんな質問する必要はない。この電気をつけて、環境にもようない。

そういうことを考えると、やはりこれからの地方自治体は、円滑に進めるには、法を順守しながら住民のいわゆる福利厚生を守っていく、スムーズな行政を進めていくと、そういう考え方でやってもらいたい。

そのことについて、どのように解釈してますかね。

議長（小永正裕君）

町長。

町長（下村正直君）

西村議員のおっしゃるとおりかと思います。また、し尿処理施設については、補強、増強の作業を進めています。

ほんで、まあ今回、第一に考えましたことは、住民の皆さんに迷惑がとにかく掛からないと。また、経費、費用等についてもですね、安価に上がる方法ということで、まあ専決という形になりました。

以上です。

議長（小永正裕君）

議案第14号について、ほかに質疑はありませんか。

矢野君。

7番（矢野昭三君）

ここですね、説明の理由がね、あまりよろしくない。それで、こういう質問が出るんです。

副町長が言われたように、18年の6月に法改正になってまして、そのときまでであれば、この議会を招集するいとまがないのでということで、これは結構ながですよ、これだったら。

ただ、法改正になりましたので、先ほど言われましたようにね、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、ですね、公共団体の長はその議決すべき事件を処分することができる。こうなんで、このことをこの議案書の中にですね、この専決したこの中にその

まま書いてくれちょっとええけど、179条いうて書いても、そういう文言が違う文言を並べて、こう資料として議案として出してくるので、余分なその時間を取るわけです。

だからね、我々が何しても試されるような気持ちになるんですよ、こういうふうに文言を差し替えられたら。だから、できるだけ忠実にやっていただきないと、何かおかしいなあと、こちらも、もやもやつとした気になるので。以後はですね、細かいことはあまり言いたくないけど、できるだけ法の条文、文言は正確にですね、何条によるという場合はね、はつきりこういう書き方を正しく書いていただいて提案するようにしてもらいたいと思うんですが、いかがですか。

議長（小永正裕君）

澳本副町長。

本庁副町長（澳本 造君）

当然、提案する側にしてはですね、上位法、あるいは条例規則等十分順守しながら、提案を致しておりますけれども、ご指摘はご指摘としてですね、受け止め、今後このような事案については、そういったことで提案を致したいと、こう思っています。

よろしくお願ひします。

議長（小永正裕君）

ほかに質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、議案第14号の質疑を終わります。

次に議案第15号、平成19年度黒潮町水道事業特別会計決算の認定について、質疑はありませんか。

西村将信君。

5番（西村将伸君）

松田課長にお尋ねしますけれど、有収率の問題ですけども。この1パーセント上昇することで約190万の経費節減になるという所がありますが、その意見書の中にね。

有収率、まあ85パーセントが大体目標値らしいですが、この、今年の場合は0.2ポイント上がったと。これを1パーセント上げるにどれくらいのその予算と、それからこれからの予定ですがね、未収金の問題はさておいてですね、こちらの方がかなり企業会計にはプラスになるんじゃないのかと思うのですが、そのへんの予測だけで結構です。

お願ひします。

議長（小永正裕君）

松田まちづくり課長。

大方まちづくり課長（松田博和君）

まず、未収金1ポイント上げるのにどのくらいな支出かという部分ですが。これはですね、実際出すことができません。なかなか、何をどうしていいかということですね、自分たちもまあ苦慮しているわけですが、なかなかそこが出てこないという状況にあります。

それで、もう1点の、今後のその有収率向上対策を何かというところですが。まあ今のポイントをですね、自分たちの考えの中では、老朽管がまず問題だろうということで、以前からまあ老朽管、昔の石綿セメント管というやつですけど、それをですね、ずっと改善してまいりました。

それで、あと残っておるのですが、大きな管と致しましてはここの周辺、国道の下になりますが、その付近だけになろうかというふうに思っています。そこまでまあ進んできたという状況です。

それから、漏水の関係です。漏水がですね、ずっと配管をしていく中に道路の下でしたら、まず出たらちょっと、まあ水がわいてくるといいますかそういう状況がありますが、山の中を配管している部分、それからこの松原、浜の宮、万行の方とかですね、白田川地区については、下が砂地あるいは砂利の所が多いです。そういう所を配管したらですね、裂けてもなかなか表面に出てこないという部分がありますと、そのようなことがありますね、大きな課題であります。

それで、19年度におきまして上水、簡水、佐賀の方も含めまして、漏水調査を行いました。それで、全体で136カ所の漏水個所が報告されています。それでまあ業者のここは言い分ですが、すべて完全に直りましたら93パーセントくらいになりますよという報告はありましたけれども、まあどうしてもですね、漏水する所はそくだんだんだんだん、新しい所に回っていきますので、完全にはならないかも分かりませんが、まあその対応をしていきたいというふうに思っております。

それで、その漏水しておる所もですね、大きい所、小さい所というふうに、まあ資料が出ておりますので、できるだけ早めにその分かった所を改善していきたいという考え方であります。

以上です。

議長（小永正裕君）

ほかに質疑はありませんか。

村越君。

1番（村越比佐夫君）

流水も、そらあ課長さんから今言われたとおりと思うんですわ。地質の問題で入野の場合はね、分かりにくい。

だけど、一例佐賀でね、まあ農業とかこう車庫とか、そういう所へその水道のメーター付けて、それで使いよって、まあ何ヵ月かしょってじきまあ中止にしてね、元栓ばあ締めちょっとメーターもそのまま。で、それをずうっとこう波及していきよったんよ。こう人工的にいうたら流出しよう。それから必要な折だけしか使わんきに、定額の料金を払うがも嫌やし、その定額の料金の中へはメーターの使用料も入っちょわけよね、佐賀の場合。そういう事例があったんよ。そういうその、まあ特にこの山間部、この辺で農業をとか、まあ車洗うこととか、まあそういうとこの一応そういう点検はしたことないですか。その、停止のとこを再確認という。

そこらあたり、いかがですか。確認をすること。

議長（小永正裕君）

松田まちづくり課長。

大方まちづくり課長（松田博和君）

ご質問のところですが、基本的にですね、すべて量水器、まあ農業関係には上水を使わんように対応しています。ほんで、農業関係の所から、農業関係いうても農地ですね、農地関係。そんなものですね、使いたいとなりますと、それはもう許可しておりませんので、その部分は対応しております。

それで、今ご質問の具体的な内容の中で洗車というような話もありましたが、基本的に量水器をすべての所に付けておりますので、その検診はその月々に対応しておりますので、1ヵ月10立米が基本ですけれども、それ以下でも10立米の、使用量がありましたら10立米の単価を頂いておりますので、その確

認はできておるというふうに考えております。

議長（小永正裕君）

村越君。

1番（村越比佐夫君）

その答弁はそれはそれで了としてもね、入野地区は非常にこう空き家ができるますわね、人が住みよったところが空いた。ほんとそういうところは、まだ水道がそのままの所もあると思うんよ。ほいて、まあいうたら自然じゃなくて流出じゃなくて、人工的に流出して、あこ水道があるきいうてあこへね、そこへ向いてまあ車が洗えるとこやったら、ホース持つて行つて洗うとか、まあそういうこともなしにもね、ないとは限らんわけや。で、そういうひとつのまあチェックを、1年に1回ぐらい、そのメーター調べよう人にね、調べらしたらええと思う。

ほんで、佐賀らあやつたらまあ1つのメーターね、10トンかなんばかが基本料金やから。ほいたらそのメーターがいうたら10トンまでに、年間車洗うたり、そこらのハウスのまいたりするがが、全部ただでね、メーターの使用料も払わんずつに使えるいう話で、ずうっとこう広がつていきましたが。そういう例があるきその点ね、気つけちょっとたらええと思う。

いかがですか。

議長（小永正裕君）

松田まちづくり課長。

大方まちづくり課長（松田博和君）

お答え致します。

基本的にですね、まあ上水、先ほど4,515だったと思いますが、栓あるんですが。これすべて、毎月検診をしております、上水道。

簡水ももちろん、やっておりますので、今ご質問についてはですね、こちらでは把握してないです。

基本的にですね、留守の方、長期の留守の方はですね、水道料金、最低大方の方でしたら、メーター使用料が30円ながですよ、13ミリですか。それをですね、ずっと頂きますので、よそに行かれちょっと置いてる限りは、メーター機を。その場合は、先にその方から水道係の方がお金を預かってですね、それで引いておるという状況にありますので、基本的には今ご質問の部分の漏水はないというふうに考えております。

議長（小永正裕君）

ほかに質疑はありませんか。

明神照男君。

18番（明神照男君）

この決算書の7ページ、流動負債の中に、未払金が3,291万1,146円と出ちるがですが、この未払金の内訳いうかね。

それと、同じあれです。8ページ、剰余金のカッコ1の二の、他の会計補助金いうのが2億3,552万5,974円いう掲示をされておるがですが。この他の会計というのは、どういう会計からきちるがですかね。

議長（小永正裕君）

松田まちづくり課長。

大方まちづくり課長（松田博和君）

まず未払金の部分ですが、まあ議員ご承知のとおり、この貸借対照表は年度末、3月31日の時点でまあ、ぱしっと一遍切ると。それでいきますので、まあこの場合でしたら19年度中の工事、一般会計でしたら5月末までお支払したりするようなことがあるんですが、そういうことができませんので、基本的にはですね、主に工事の部分が残ってます。

具体的にはですね、工事ですね。それとまあ、排水管の修繕なんかもまあ工事には含まれるわけですが、そういうもの。それから、消費税関係のやりとり。国とのやりとりの問題。そんなようなもんが主なものとして残っておりまして、まあ3,200万くらいになっておるという状況です。

それから、他会計の補助金という部分ですが。これはですね、まあ1つの例でいきましたら、国が道路改良した場合に、原因者負担で補助金が入る場合があります。ここで早咲の向こう、加持川の橋の所を以前工事したんですが、それなんかで補助金としてですね、入ってまいります。まあそのようなもんが、今までの分がたまりまして、このような金額になっておるという状況です。

議長（小永正裕君）

ほかに質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、議案第15号の質疑を終わります。

次に議案第16号、黒潮町税条例の一部を改正する条例についての質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、議案第16号の質疑を終わります。

次に議案第17号、黒潮町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例についての質疑はありませんか。

次に、今言いました議案第17号につきまして、もう一度言わせてもらいます。

黒潮町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例についての質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、議案第17号の質疑を終わります。

次に議案第18号、黒潮町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について、質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

明神照男君。

18番（明神照男君）

いや、文言のあれですが。結局、旧の方が議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例が、議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例。

自分ら見たらおんなじことの、ただ文言をちょっとこういじっただけのように思うがですかんど。どういうこれ目的で、こういう改正が出てきちよるがやろうかと思いまして。

議長（小永正裕君）

植田総務課長。

本庁総務課長（植田壯君）

お答え致します。

この文言の、まあ議員の、あるがとないがと、まあ取ったわけでございますけれども。

これはですね、まあ地方自治法のまあ改正によりまして、これまでののという言い方はですね、まあ2つ以上ある場合に比較的のをつけると。で、今回は議員をまあ明確化、議員ということを明確化した関係ですね、のをのけたということで。

今日、冒頭少し説明させていただきましたけれども、いわゆる議員の報酬の支給方法等にかんする規定を、他の行政委員の委員会の委員の報酬の支給方法等にかんする規定からまあ分離さしたことで、のを取ったということになっております。

明神照男君。

18番（明神照男君）

結局自分思うにね、なんちゃ用事がないきよ、ほんでこんな文言をね、どうしようかこうしようかいうようなことしかしょらんがやないろうかと思うき、質問さしてもううたがです。

議長（小永正裕君）

質問じゃないわけですね、今のは。

ほかに質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、議案第18号の質疑を終わります。

次に議案第19号、黒潮町議会の議員に対する期末手当の支給に関する条例の一部を改正する条例についての質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、議案第19号の質疑を終わります。

次に議案第20号、黒潮町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についての質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、議案第20号の質疑を終わります。

次に議案第21号、黒潮町特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例についての質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、議案第21号の質疑を終わります。

次に議案第22号、教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例についての質疑はありませんか。

明神照男君。

18番 (明神照男君)

この改正のあれで、給与条例の適用を受けない職員とあるがですけど、この適用を受けん職員いうのは、どういう職員ですか。

議長 (小永正裕君)

植田総務課長。

本庁総務課長 (植田 壮君)

お答えします。

4条中のまあ給与条例の適用を受けるというふうにありますけれども、これをですね、受けた職員というのは、通常一般職員のことございまして、もう一般職員という文言に統一すると。分かりよいようにいうたら失礼ですけど、統一していくと。文言を、ということでございます。

議長 (小永正裕君)

ほかに質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、議案第22号の質疑を終わります。

次に議案第23号、平成20年度黒潮町一般会計補正予算については、分割して質疑を行ないます。

初めに、歳入全部について質疑はありませんか。

矢野君。

7番 (矢野昭三君)

歳入ですね。

議長 (小永正裕君)

歳入全部です。

7番 (矢野昭三君)

この繰入金をもう少し詳しく、中身をお聞きしたいですが。

8,100万ですか、どこへいくのか。

議長 (小永正裕君)

渕本副町長。

本庁副町長 (渕本 造君)

議員ご承知のとおり、財政調整基金全体の編成予算の中で、予算が不足するといったものでありますから、この経費どこに充当したかということについてはですね、個々説明はできません。

そういうことで、すべての財源の不足されたものについて調整をさせていただくと、こういうことでご了解いただきたいと思います。

議長 (小永正裕君)

ほかに質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

次に歳出のうち、2款、総務費についての質疑はありませんか。

矢野君。

7番 (矢野昭三君)

この歳出の方で、ここの17ページ、14節、右上にあります、この使用料までは漢字で読めるがですよ。その後へ続くものがよう読まないし、意味が分からぬんですけど。

町長これ、どういうことですか、この意味は。大体辞書を引かなあいかんちゅようかながは困るし、これ、わしゃあもういつそのことアラビア語を使うて予算書でも作つたらどうかな思うんですけど。これほんまにね、もうちょっとまともによ、予算書を作つてもらいたい。

この前も議員研修があったときにも、高知で言ってましたよ、講師が。大変分からぬ言葉を使つて。講師を、全国レベルで講師をするような人も、分からぬとかいうような話が出る中でよ、この私たちがこの田舎におって、この何やら分からん字を並べて、これ意味が分かんんですかね。

中身、何ですかこれ。

議長 (小永正裕君)

植田総務課長。

本庁総務課長 (植田 壮君)

少し分かりぬくい、まあ初めての言葉と思ひますけれども、eTAX ということでですね、これ税の、納税申告とか、いわゆる申告書のシステムをですね、今回、上にあります、上というか公的年金、先ほど副町長が説明致しましたけども、公的年金の特徴のシステムと併せてですね、来年の4月1日からこの税の申告をですね、コンピュータを使ってやらないかんという義務付けが出来ましてですね、そのシステムの構築のことござります。

議長 (小永正裕君)

矢野君。

7番 (矢野昭三君)

ですからね、町長が答弁してないんですよ。私は町長に聞いたんですよ、これ。なんぼ予算書をね、部下がやるいうたってね、こういう分からぬ文言に対する、問い合わせですよこれ、町民が。

だから、町長が答えれんようなものを出されたら困るわけよ。それは議案じやないですよ。僕はね、こんな問題でね、年寄りじや何じや困るんですよ。町民のためのもんですよ、これ。だからね、もうちょっと我々が説明するときに困らんようにしてください。ほんと困るんですよ。要らん片仮名がいっぱい入ってきゆう中でよ、幾らね、会のときにこちらにお願いしてもね、改まらんがですよ、片仮名が。それでものすごい時間をね、ロスしう。私は本をかつてきて、ぎっちり字調べないかん。何をしゆうやら分からん。

これはね、町民に対するその時間がね、サービスが低下していくわけ。私が、町民と話す時間がその分だけ減っていくわけや、そこは。20人の議員が、これみんなこれやってごらんなさい。何時間損をしゆう。やっぱり、元出しの1カ所をちゃんとやつたら、そんな苦労はなくなるわけで、そこはね町長、ちゃんとやってくださいや。

議長 (小永正裕君)

町長。

町長 (下村正直君)

まあおっしゃるとおりかと思いますけども、どうしても言葉がですね、専門用語的に独立して決まつ

た文言というか、そういう場合も若干ありますので、すべてをですね、注釈をつけるとかなると難しいかも分かりませんけども。

まあ今後ですね、このTAXの関係の分なんかは本当に分からぬうに思いますので、注釈をつけるなりカッコ書きをするなりですね、分かるように表記したいというふうに思います。

議長（小永正裕君）

明神照男君。

18番（明神照男君）

この17ページの、23かね。節の23で、過誤納還付金。妙に字が読みにくいがでけんど、これが発生した原因は何であろう。

それともう1つ、ついでにもう1つ。それと22ページの、あ、そうか。はい。もうついでやき。（議場より、何事か発言あり）

議長（小永正裕君）

ただ今、2款の総務費について質疑をやっていますので、よろしくお願ひします。

税務課長。

税務課長（松本輝雄君）

23節のですね、償還金利子及び積引料の640万の補正でございます。

内容につきましては、税源移譲による税率の変更によりまして、ほとんどの方は19年度の住民税が増加致します。で、その19年分の、その中で19年分の所得税が減少致しました。で、住民税率を上げた分、所得税率を下げて、個人の税負担が変わらないように調整をしてきましたけれども、平成19年分の所得税が課税されない方につきましては、あくまで税源移譲でございますので税率の、所得税から住民税へのですね、税源の移譲でございますので、住民税につきましてはですね、19年分の所得税が、まあいろいろ要件がありますけれども、基本的には19年分の所得税が課せられない方につきましては、もう所得税で返すことができませんので住民税ですね、19年度分のいわゆる5パーセント分をですね、お返しせないかんという理論になります。

その金額がですね、現在のところ、当初で420万上げさせていただいている程度で、全体で1,060万ぐらいになる予定でございますので、640万補正をさせていただいたもんでございます。

議長（小永正裕君）

明神照男君。

18番（明神照男君）

いや、よそのことで、今課長説明してくれたように、税率の適用が間違うちょっということが原因で、お金を返さないかん。それは過誤やと思うが。

けんどう今、課長の説明では、税率が変更なつちよったがやきに、ほんで、何かその税率が変更なつてきたときに税額が変わってきたというようなよう、自分は取ったがでけんどう。

その税率が変わったことを知らざってやつちよがやつたら過誤やと思うがでけんどう、後から税率が変わってきて税額が変わったいうがは、自分は過誤じやないと思うがでけんどう。

議長（小永正裕君）

税務課長。

税務課長（松本輝雄君）

確かに言われるところでありますけれども、従来ですね、まあ住民税なり固定資産税、各税のですね、まあ移動なんかにつきましても、ここ23節のですね、過誤の還付というふうなことで今まで取り扱いをさせていただいておりますので、明神議員が言われるように分かってはいることですけれども、この取り扱いでですね、させていただくことにしております。

議長（小永正裕君）

明神照男君。

18番（明神照男君）

あれは分かりました。

いや、ただね、自分ここへ仮によ、税率変更にいうことの還付金やつたら、全然こんな質問せんでも構んわけよ、ほら。けんどう、過誤いうて書いちよつたらこれ誤りがあつちよいうことやきに、ほいたらその誤りはなんですかいうて聞いたわけよね。

ほんで自分、先にも言わしてもろうたように、まああれからどう言うかね、ひとつの減価償却あのときの適用が間違うちょっときに発生したことやつたら、過誤やと思う。ほんで、何か固定資産税でそういう例が出てきちよようによつつかで見たことあったもんね、ほんで、うちちらでもそういうあれがあるがかなと思ったがで、質問させてもらうたがで。

まあ今まで、佐賀ではこんな表示はなかった思うがです。もし、旧の大分町でこういう表現をしていて、それを今もやりよるというがやつたら、やっぱそれ直してもらおう方がよ、こんな質問せんでも構んなる思うがです。

議長（小永正裕君）

税務課長。

税務課長（松本輝雄君）

先ほど私が申し上げましたように、常にですね、所得税ですね、税金として納めていただいているので、もう過ぎた、まあ過去になっておりますので、さかのぼって再計算し直して還付するものでございますので、ここであえて過誤納金ということで上げらしていただいております。

ただ個人に、該当する方にですね、通知するにつきましてはですね、まあ税源移譲によってですね、減額になったので還付を致しますということですね、お知らせはさせていただいております。

（明神議員より、何事か発言あり）

議長（小永正裕君）

明神議員、3度質問終わりましたので。

森君。

（明神議員より「ほいたら誰ぞ言うとうせ。おかしい」との発言あり）

10番（森治史君）

おんなじとこ問うけんどう、全然意味が違うけんどう。

これ、640万です。まあ、事実は1千万円というような数字を言って。ただ、件数を最初言ったかどうか、ちょっと聞き漏らしたもんで、町内にどんだけの件数が発生しておるかの件数だけをお願い致します。

どこやろがなんぼ、ちゅようなことまでは問いませんので。

議長（小永正裕君）

税務課長。

税務課長（松本輝雄君）

申請者数がですね、黒潮町で全体で479名でございます。

議長（小永正裕君）

森君。

10番（森 治史君）

これ、申請した方が479名ということは、把握しておたくの方がつかんじょう数字が、一応通知は出したように聞いたんで、そのまあ通知の件数をお伺いしたつもりやったけど。

そのへん、分かれば。

議長（小永正裕君）

税務課長。

税務課長（松本輝雄君）

全体の対象者数でございますが、645名でございます。

（森議員より「はい、分かりました」との発言あり）
すいません。

議長（小永正裕君）

ほかに質疑はありませんか。

竹下君。

16番（竹下英佐雄君）

20ページの、（議場より、「まだいってない」との発言あり）

議長（小永正裕君）

2款、総務費について質疑をお願いします。

ほかに質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

次に3款、民生費について質疑はありませんか。

前田君。

13番（前田寿郎君）

19ページのですね、（マイクのスイッチ入る）ごめんなさい。児童福祉施設費のですね、保育所臨時職員雇用賃金なんですが、これ当初ですね、3,400万円組んでるがですね。あれから5ヶ月、まあ臨時職員の病休とか加配ということであろうと思いますが、あまりにも金額が2,220万という金額なんで、これのまあ特別な理由があるのかどうか。

内容的なもんをお聞かせください。

議長（小永正裕君）

澳本副町長。

本庁副町長（澳本 造君）

臨時保母さんの職員については、雇用の職員の賃金につきましては、例年、まあ12月までですね、調整をしてという予算を計上しておりました。12月には、まだ不足される分の予算を計上しておりました

けれども、今回はご承知のように14名、19年度には職員14名、普通、定年、勧奨、退職を致しております。そのうち5名が保母さんでございまして、5名の保母さんの採用を一切致しておりません。

そういうこともあってですね、12月の補正時まで持たないというようなことで、今回補正をさせていただきました。理由はそこです。

議長（小永正裕君）

ほかに質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで3款、民生費の質疑を終わります。

次に6款、農林水産業費について質疑はありませんか。

竹下君。

16番（竹下英佐雄君）

20ページの水産業費、3項の水産業費。これの19節の補助交付金ということで72万7,000円ですが。この特財の方見ますと、86万8,000円を減額をして、県の支出金を減額して、一般財源で189万5,000円と。

これ、まあご承知のように、漁協の合併によりまして、それぞれまあどういうふうに今なっておるのか知りませんが、恐らくこれ県が直接補助をして見なきやならんもんで、広域で見るか、あるいは県で見るのかいうことをやっぱしやらんと、いつまでもこれは漁協のあがれがもう既に県、広域の1つの組合組織に、合併によって組合組織になっちゃうということになって、まあ一部、これは地元の漁協ではあるけれども、この補助をする所が一体その支所、支所そのものに補助をするということは、やっぱりこう適正な補助金の取り扱いではないというふうに私感じるわけですが、その点。

これ、各それぞれまあ施設に対しての整備の費用ですけれども、もう既に県が合併をせよということを押しつけて、合併をした。その、県の言いなりに合併をした所に対して、まあこのそれぞれの支所の面倒はやっぱり、地方で見ないかんのかいう点を、お聞きをしたいと思います。

それから、これは8款は、違うかね。ええ。

議長（小永正裕君）

ただ今、6款の農林水産業費です。

（竹下議員より、「そしたら、以上です」との発言あり）

海洋農林課長。

海洋農林課長（矢野健康君）

組合の方はですね、県1漁協になっておりますが、それぞれの支所において事業を行っております。支所から要望があるものはですね、それぞれ県の補助金を使って整備していくという、今までの方針と特に変わったことは、そういう施設整備においてはあります。

今回はですね、水産業総合支援事業など県の補助を受けて、整備費用としております。

議長（小永正裕君）

竹下君。

16番（竹下英佐雄君）

結局、86万8,000円というまあ県の補助金が減額となって、まあうちで189万5,000円というものを

一般会計で補てんをしたということですね。県が当然、支所に対して見なあいかん。支所の施設は県から補助金をまあ町が受け取って、支所に渡すんじやつたら分かる。その運用面が、この当然、ここで968万減額ということは、これは一体どういう形でこれ減額にしたのか。ほんでそれの、まあこれは総務の方でまあ審査する、歳入については審査をしますけれども、結局その点がちょっと疑問があるんですが、これ。

まあそれと、さっきも言ったように、ずっともし支所であっても、これまでどおり黒潮町がそれぞれ町内の漁協に対しては補助をするという、続けていくということなのか。

これを聞きしたいと思います。

議長（小永正裕君）

海洋農林課長。

海洋農林課長（矢野健康君）

ご質問の財源内訳の方ですね、国、県の支出金の方が86万8,000円減額になっておることについてはですね、当初、県1漁協構想の基盤整備ということで事業計画しておりましたが、県の制度廃止がありまして、水産業の総合支援に切り替えたということで、補助の率が変わっております。当初は3分の2の補助でしたが、今の総合支援が2分の1になりましたので、その差によって補助金の受け入れが減額されております。

それとですね、移動式の計量機導入補助金ですが、これは当初には計上しておりませんでした。まあ副長町が申しましたように、漁獲のときにですね、大変漁師の方が労務に骨を折つておるということで、移動式の計量機を入れたいという要望がありまして、それを追加して挙げております。

そういうことで、この財源内訳が一般財源の方が今年は大きくなっています。

（竹下議員より「まあ一応、分かったことにしよう」との発言あり）

議長（小永正裕君）

ほかに質疑はありませんか。

田辺君。

4番（田辺 守君）

20ページのですね、林業振興費。この分の報償費として20万、その他の報償費、シカの捕獲報償金としてまあ20万組まれておりますが。

今現在この黒潮町においてですね、シカの被害、その実態ですね。どのような状況ですか。お聞きしたいのですが。

議長（小永正裕君）

産業振興課長。

産業振興課長（松田 二君）

黒潮町においてのシカの実態ということですけれども。今はですね、最近になってですね、小川地区というか猿飼、大近、場所分かるでしょうか、そこの向こう側の所になるんですけど。その部分に最近出始めたという傾向で、1、2頭見たとかいうその、1頭掛かったとかいう分野の世界です。

それでですね、この20万についてはですね、まあそういうシカがですね、出始めたということもあってですね、この被害防止の初期対応が大事やという考えに基づいて、シカ被害特別対策事業補助金、これ県の補助金制度ですけれども、これによってですね、20頭あたりを想定して、1頭当たり1万円によ

ってですね、20万円を計上させてもらっております。

以上です。

議長（小永正裕君）

ほかに質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで6款、農林水産業費の質疑を終わります。

次に7款、商工費について質疑はありませんか。

森君。

10番（森 治史君）

この7款、18節かね。備品購入費ですけど、これ、恐らくポスレジいうて町には持てないけん、これはビオスのもんだと思うんですけど。

これもう、今からこういうことがあるたんびに町の方からこれ、なんばでも出でていかなかんなりますがね、これ。当初からこれ懸念してたがですよ。個人が構えるもんを町が構えた結果の、こういう出費じゃないかと思うんですが、そのへん。

また今後、このポスレジも耐用年数が5、6年、まあ約そんなように言われてますので、その後の補修その他全部ここで、一般会計で見ないかんなりますが、そのへんの考え方を。

議長（小永正裕君）

産業振興課長。

産業振興課長（松田 二君）

この、予算計上させてもらっていますポスレジの無停電電源装置ですけれども。これについては最近ですね、気象状況が非常に雷等が多くてですね、停電など予期せぬまあ電源トラブルが非常に多いということに基づいて、そのバッテリー対応的なもんですけれども、1台5万400円的なもんですけれども、これの設置によってですね、その停電のときにおいてですね、そのレジに支障を来さないというような措置ですけれども。

このポスレジにつきましては、町も備品購入で購入しておりますので、まあそれに付随するというような形で、今回は予算計上をさせてもらっています。

議長（小永正裕君）

森君。

10番（森 治史君）

対応はそりや結構ですけどね、もともとこれ、まあここでの議論とは違う、質疑と違うと言われますかもしれませんけど。

当初からこれ、備品で購入すべきもんではないということで私は何遍も、委員会らあでも言ってきた記憶があります。うん。やけん、こうなるから、今から何があろうが全部すべて町の備品である以上は、これが50万掛かる修繕費がこうが、100万の修繕費が出ろうが、これ全部、一般の財源から持ち出されないかんお金ですよね。

そういうことを考えたときにやはり、これは受益者にも、これ受益者がおるはずです、このポスレジにかんしては、やっぱりこういうことやつたら、ほかの商売しよう人で小型のポスレジ持っちはう人は、

自分のお金でリースして使ってますんですよね。たまたまこれが町の財産やからということで持つて行かれるということは、ほかの、ほんとようようからやっているけどポスレジが要るというてリースしちょう業者さんなんかにしてみたら、ものすごい不公平になっています、今。そういう声聞いております。出てきます、そういう不公平感が。それからしても、やはりこれをやるがだったら、やはり受益者負担ということも考えてもらわんと、今からどういう問題になるか。

これ、税務署で聞くと、耐用年数が6年から、それぐらいのはずやろうと思うんですよね、償還が。あと修繕になったときには、全部これ町の備品やからいうて、全部町が見ないかんなりますよね。

誰がそこで受益者を受けちゅうかをもうちょっと確認して、予算計上はお願い致したいです。

議長（小永正裕君）

産業振興課長。

産業振興課長（松田二君）

今ご質問の受益者負担ですけれども、まあその受益者の方からですね、まあレジが3台ぐらいあるがですけれども、その部分について全部は町の方も対応できないので、2台についてはまあ予算計上させてもらいますというようなことで。

まあ今後のその備品的なものの検討ですけれども、そういう今後のことについてはですね、まあいろいろと内部でも協議して考えていきたいと思います。

以上です。

議長（小永正裕君）

町長。

町長（下村正直君）

この施設に限らずですね、いろんな施設でまあ指定管理者制度に基づいて運営してるもの、あるいはまあ、町が単純に貸してるものというようなものもあるかと思いますけども、その本体とまあ備品というような考え方、それがあ減免の関係とかですね、いろいろ関係がしてきます。

ほんでまあ今後、いろいろとそういう交通整理というか、一定の考え方を示すべきじゃないかなとは思っておりますけど、今までの場合、いろいろ経過等もそれぞれの施設あります、まあビオスについてはですね、このポスも含めて行政の方で整備をする範疇（はんちゅう）と。そして、そういう指定管理者の条件の中ですね、やっていただいていることです。

まあ今後のこととはともかく、今回ポスレジそのものがですね、まあ町の整備するものというふうな判断で、このような予算化をしております。

議長（小永正裕君）

森君。

10番（森治史君）

町長が今言った、町の整備したもの、それはそれで結構でしょう。設備費の中で購入してますので、工事費の中で買っていますけど。

けど、一般的の経営をやってる商店の方がそれに不満を感じているという声が挙がってきております。税金払いたくないという声まで出てきておりますよ。そういう不公平感もなくすることも、やはり行政の責任じゃないですか。ここまで発展してますよということを言ってるんですよ。これ、こういうことで今からうつとやついくことは、今の商売がね、苦しいなかったら、誰もこんなこと言わんと

思います。ほんとにしんどい思いで商売やってる人からすれば、何でビオスだけが行政の手厚い保護があるのかと。我々の借つちょうものにも、ほいたら補助くれるかよという、そういうところまで問題がくるぐらい、皆さん苦しい中やつてるんですよ。税金払いたくないじやいう声聞いたら、住民の、商売しよう人から。

やはり、そこのへんはもっと責任持って公平感のある行政をするように、お願い致します。

いや、質問じゃないけん。

議長（小永正裕君）

発言は今、質疑に限って発言してください。

ほかに7款、商工費についての質疑はありませんか。

竹下君。

16番（竹下英佐雄君）

備品というのは、これは町の財産で、それを利用さすということになると、利用料はちゃんと、この備品についても、これは利用料はちゃんと取る、もらうということをやっぱしやらなあいかん。ただ備品を買うて、それを特定のものにあてごうて、それをどう利用しようと、まあ一銭も取らない。これは、少なくとも公金というものの、まあ予算といいすべてそうですが、これは個人の金じゃないんで、町民全体会が権限を持っている金ですから。まあこれはできるだけ、まあ町民全体会にというわけにはいかんけれども、やっぱりあくまでも不特定多数をもって、しかも、その受益者負担というのはきっとせないかん。整理しなきゃならん。

そういう中で、特定のものだけを援助するためにこういう予算の組み方というのは、非常にこれまでいんで、不適正な。まあ、財政の健全化運営法案というのが出ておって、ただ起債がまあ適正な、まあ大体少ないから、費入れが少ないから、まあ一応健全な財政運営やというようなことを考え持つちよるようですけれども。適正な財政運営というのは、やっぱしきちっと法に基づいてやっぱり整理をした形で、健全な形で適正に運営をされるということでないと、適正な財政運営というのは、健全な財政運営というのではない。

だからこれはやっぱり、そこらあたりの一特定のものに利するね、そういう財政援助というのはあるべきではないと思いますが、そこらあたり基本的な問題としてお聞きをしたい。

議長（小永正裕君）

町長。

町長（下村正直君）

先ほど森議員から出ておりました公平性とか、今、特定の者にと援助をすべきではないというようなご質問ですが。

その観点とですね、このビオスと指定管理にかんする協定書を結んだ上で、運営しておると。そういうことは全く別じやないかと思います。その協定書の中にですね、5年間こういう内容でいきましょうという協定書の中に、ポスについては備品ではござりますけども、町の整備するものとして組み込まれてですね、それに対して使用料も頂いておるわけですので、ここで予算計上することは、協定書に基づいたものというふうに考えております。

議長（小永正裕君）

竹下君。

16番（竹下英佐雄君）

これがね、適正な予算の組み方やという考え方をされておると困るんだ。まあ、そのほかにいろんな推量というもんもあって、いわゆる身内関係を有利に保護すると。行政の情実的な組み方があるんじゃないかというふうにも見られている、ね。

だから、そういう形をやっぱり疑惑というのを持たさないようにするために、やっぱり公正な角度からやっぱり予算というのは編成をしていくん。

私はこんな予算の組み方というのは、まあ考えもつかんと思うんで。健全な財政運営というのは、これは町民の錢ですよ。町長の懐からポケットマネーをせびって出させておる金じゃないんですよ。これはあくまでも、いわゆるこの予算関係の錢というのは全部すべてが公的資金であって、これを一部特定のもんが、こうちょっとずつでもなんぼでもね、利用するようなこの感覚を、議会の議員も、それから一般人も持たしてはならない。

だからそこをきちっとやっぱり整理をせんとね、今までいろんな矛盾を抱えた予算編成があるんで、今回も一般質問で取り上げてやるけれども。憎まれ口をたたくようなけれどもやね、やっぱりきちっと整理すべきじや、こりやあ。こんなことがなんぼでもこう重なっていくような予算編成というものは、これは認めるわけにはいかん。そこらあたりをやっぱりきちっと整理して、考えてほしいんですが。

どうですか。

議長（小永正裕君）

町長。

町長（下村正直君）

予算編成の上でですね、今おっしゃられたようなことにいろいろと配慮をして、適正な予算化をするということは当然のことかと思いますが。

まあこの件にかんしてはですね、先ほどもお答えしましたように、ほかのいろんな施設の指定管理者の指定等々ともいろいろ、今茵芋の工場をですね、町の方で補修をして、それで借りていただくと。それでもこれもまた一定期間は、使用料をうんぬんというようなこともあるわけでして、その中でですね、この修理についてはもう個人で、経営者でやってもらうべきじゃないか、あるいは町の方でこの際やるべきじゃないかと、非常に判断の難しいものもございます。

それぞれのケースですね、こういうことになっておるわけですので、おっしゃられるようにこれから先ですね、財政健全化のためにも、あるいは公平性のためにもですね、いろいろな留意をしながらですね、対応しなければならんというふうには思っておりますけども、今回の件については、この先ほども言いました協定書に基づいた内容ですので。まあ私としてもですね、身内みたいなものにというような表現をされるとですね、非常に心外に思います。

以上です。

議長（小永正裕君）

ほかに質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、7款、商工費の質疑を終わります。

次に8款、土木費について質疑はありませんか。

竹下君。

16番（竹下英佐雄君）

これも、これ国土交通省が当然、まあ高規格道路の用地購入費としてこれ、国土交通省の方で負担すべきもので、地方でこの負担するものではないというふうに私思うんです。

まあ、いろんなこの国道の改良とかいろんな形であるけれども、やっぱりこの国土交通省が組むべき予算をですね、これを黒潮町でこの用地を買収するという費用を借ろうということは、これどんな話で、このこちらの費用を持つというようなことで計画で、もう進めてきておるのかどうか、この点と。

それから、補償補てん及び賠償金。430万もそうですが、工事に起因するもの、高規格道路補償費ということで、これもまあ含めてですね、この国土交通省の方で計画をすべきものだと思うんですが、これ、どういうふうになっておるんですか。

議長（小永正裕君）

中島まちづくり課長。

佐賀まちづくり課長（中島一郎君）

ただ今のご質問につきまして、私の方からお答えをさせていただきます。

この17の公有財産購入費と、それから22の補償補てん及び賠償金の件でございますけれども。ちょっとこの説明の欄がですね、大変申し訳ございません。高規格道路用地購入費ということでなっておりますけれども、基本的にこれは工事用道路の部分でございますので、そういうご理解をひとつお願いしたいと思います。で

そして、この構造につきましてはですね、昨年度の6月議会やったと思うがですけれども、この部分の工事用道路につきましては私どもが、黒潮町が用地買収を致しまして、そして工事は国土交通省にやってもらうということで、概要説明をしてきております。その状況に基づいて今回、公有財産費として1,100万7,000円そして、立ち木等の補償について430万を計上さしていただいておりますけれども、今年の当初の予算ではですね、この工事を2年に分けてやるということで、当初予算では約、用地費用700万程度計上さしていただいて、そして補償費用75万円程度計上さしていただいておりました、半分ぐらいの予算で。

しかし、なかなか今回、国交省さんの方も頑張っていただきまして、予算計上が相当できております。そういう状況から判断して今回、この9月補正にも全体の予算を計上さしていただきましたので、相当金額が大きくなっております。

その中で、町長の説明からもありましたように、この8月、9月、10月に、できるだけ私どももこの予算で用地購入等を致しまして、国交省さんの方は11月ごろに工事の着工したいということでございまして、それに基づいて事業促進を図っていくものでございます。

議長（小永正裕君）

竹下君。

16番（竹下英佐雄君）

まあ、説明内容としては分かるんですが、まあこれもまあご承知のように、その財政の一つの枠組みの中でね、このシミュレーションが75億ということであったけれども、既に含めて80億を当予算で超えておる。ほいで、こんな形で事業がこれがあ、今度は進みだしたら、今度らこれがあの補てんをして、これを組まなきゃならない。

これうちの財政計画との問題があるんで、こんな形でどんどんどんどん、いわゆるその財政シミュレーションもせつかくいろいろ検討して作った中で、これは抑えようが効かんような状態でこの予算、膨れ上がっておる。こんなことしたら、健全財政うんぬんの問題じゃない。

だから、そこらあたりは恐らく、今年度当初予算で組んだ財源から、相当のまあ金が、結局財源が足りないという形で、結果的に積み残しが、まあ今の中で予算、1億、2億という金が、この大型のこの補正予算をこう組まれておるわけですが。

ここらあたりの問題について、執行部としてその財政計画の中で、これは当然こんな形での予算編成がずうっと認められていくのかどうか、ここらあたりももう一遍お聞きをしたい。

以上。

議長（小永正裕君）

町長。

町長（下村正直君）

先ほどの課長のお答えの中でですね、ちょっと肝心なところが抜かっておったように感じますので、1つそのことを申し上げます。

この作業用道路は、あくまでも本体の高規格道路じやありませんので、作業をするための道路です。ですから全線ではないんですけども、国交省の方はですね、土地を借りて仮設道路を造って、全部工事がしまえば返すということが基本であったようすけども、地区においてですね、その道路残してほしいと。ほんでもまあ、町道なりとして活用したいということで、早くからその地区との話し合いの中でですね、そういう道路にしたいということだったようです。そしてそのためには、国交省がですね、が、用地は地元で買ってくださいよということで、こういう流れになっております。

それから、先ほど課長の答弁にもあったわけすけども、国交省の方の予算が割とついたということに伴うですね、補正ですので、当初からの見積もりといいますか、そういうことは基本的に変わつておりませんので、そのこともよろしくお願ひします。

議長（小永正裕君）

ほかに質疑はありませんか。

明神照男君。

18番（明神照男君）

これいっつも言わしてもらうことですけど、まあ1つが、この予算書で自分ら分からん部分ゆいますかね、説明が。まあ、あれで説明もううて、書かないかんいうこともあるのですが。

まあ1つは先ほどのあれで、15節の工事請負費。まあ拳ノ川と奥嵯峨川と済川とか何とか説明あったがで、それ分かるがです。けんど、前から、先ほど矢野君の質問にもあったように、もうこれへ印刷して書いてくれちよつたらね、わざわざこんな時間使わんでも構んがです。それで、やっぱり聞かんといかん。それで、なんちやあ議会で聞かんでも、下行で聞いたらと思ふかも分からんけんど、やっぱり自分らにしたらそればあ、皆さんの手止めないかんがやきね。

ほんでこれへなんちやあ、ちょっと3文字、4文字入れてくれちよつたら、自分ら見たら分かるがですきに、そういう形をいうことは前からも言いようがですけんど。

まあそういう中で、17の公有財産購入費。これまあ三角なっちようわけです。ほいたらこれ、自分らどこの計画、まあこれ不勉強かも分かりませんけんど、どこのがを買う予定がやめたがやおかとか、そ

れカッコ書きしてここ、そciいうて書いてくれちよつたら、これ分かることですが。

それ、これどこのあれを計画しちよつたのかいいうことと、まあそれだけです、もう長うなるき。

議長（小永正裕君）

中島まちづくり課長。

佐賀まちづくり課長（中島一郎君）

そしたら、22ページの公有財産購入費500万について、ご説明をさせていただきます。

この分は、今私どもの方が契約が、契約はできておりますけれども、相続登記の関係でまだできていません部分がございます。

そういうこともございまして、このちょっと予算を組み替え致しまして、3月にですね、平成19年度の繰越事業をいただいておりますので、その分へ向いて繰替をさしていただきました。

議長（小永正裕君）

明神照男君。

18番（明神照男君）

ほんと、さっきも言わしてもうたように、今言うあのほら、説明よね。まあ説明書きよ。今いうようにここ、工事やつたらどこそこの工事いうて書いてくれちよつたらよ、ほいたら自分らこれ見て、ああ、これはこの予算をここへ使うお金やな、ということらが分かるきね、こんな時間も取らんち構んと思うもん。

これから町長、お願ひします。

議長（小永正裕君）

町長。

町長（下村正直君）

この中身、分かりやすい予算書にしたいとは思いますが、まあ1点だけですね、工事の場合には、特定1カ所の特定の工事に対して、こっちは1,500万というふうに数字が出ますとですね、また入札関係等支障がある場合もありますので、そんな配慮もあってのことですが。

まあ何とも言えませんけど、先ほどからいろんなご質問を受けてます。なるべく分かりやすい予算書ということで、努力したいと思います。

議長（小永正裕君）

ほかに質疑はありませんか。

矢野君。

7番（矢野昭三君）

これはページが、22ページのね、委託料。まちづくり交付金事業設計、調査等委託料750万とあります、これ具体的に中身を言ってください。

議長（小永正裕君）

中島まちづくり課長。

佐賀まちづくり課長（中島一郎君）

また、大ざっぱに書いて大変申し訳ないがですけれども、ちょっとこの分についてご説明をさせていただきます。その委託料で500万円の増額となっておりますけれども、その下に委託調査で750万円ございます。その分についてご説明をさせていただきます。

これはですね、宅地の調査委託にまあ 660 万円必要になってます。1 つは、あの宅地造成のあの下の田んぼの部分、あれを若干埋めますので、そういう部分の排水施設等の構造の委託費が 165 万 2,000 円、そして、先ほど申しましたように、登記等につきまして山林について地図困難地域がございます、結構。その部分の測量に 44 万 8,000 円を計上さしていただいております。

そして、もう 1 つはでございますけど、これ残土処理場の問題ですが、ちょっと大変見にくいかも分かりませんけれども、見えにくい。見える。見えますかね。すいません。

これはまあ佐賀インターで出来る部分ですけれども、これを組み替えましたここが宅地の部分でございます。当初の計画で、1 号残土処理、2 号残土処理、3 号と、この 3 つの計画は当初の計画にしております。私どもしたら、できるだけこの宅地造成の土については、遠方へ持つて行くと持つて行くほど、この宅地の価格に上乗せされていきますので、でき得ればこの黄な部分ですね、前屋敷の 8 戸が見える裏ぐらいですね。この部分をですね、今年の春ごろから地権者の皆さんと協議をする中で、ここを残土処理として活用さしていただけないかというお話をしておりますけれども、なかなか、後々の換地の関係と登記の関係と、それから構造物の関係で、そのことのまだ了承を得るに至っておりません。

そして、ここで 3 万立米程度、概算でございますけれど、残土処理をする予定でありましたけれども、なかなかこれは工期とか時間的に難しいことがありますので、そしたら、新たにどこを求めるかということで、今回、議員も知ってると思いますが、パイロットの旧中川さんの自宅があったとこです、昔の。あの下の部分の大半の谷がですね、当時佐賀町が買収しておりますので、あそこをまあ概算設計をしたいと。まあ今の中では、4 万から 5 万程度そこで処理ができるのではないかという考え方を持っておりますが、その確実にできるようになれば、まあ測量をはめなければなりません。そのために、一応 450 万円を計上さしていただいて、660 万円の計上となっております。それから、その部分が大半でございます。

そしてもう 1 つは、今回宅地造成の工事に入りましたので、その積算管理等につきまして県の技術公社に 350 万円を委託契約によって結びたいと、そういう考え方で進めております。その分が増額となっております。

以上です。

ちょっと分かりぬくかったかも分かりませんけど、またご質問願います。

議長（小永正裕君）

ほかに質疑はありませんか。

明神照男君。

18 番（明神照男君）

先ほどの 1,500 万の件で、拳ノ川地区いうのは若山のことですらうか。

議長（小永正裕君）

中島まちづくり課長。

佐賀まちづくり課長（中島一郎君）

ただ今の、がけくずれ対策事業工事請負費ですね。その分は一応、私どもの方では拳ノ川の横木の方です。はい。これは一応今、がけ崩れ若干状況が起きておりますので、ただまあ今幡多土木さんが予算を持ってる枠の中で、今から緊急に、まあ災害は起こらなくてですね、場合には、順番に入る可能性が高うございますので、そういう部分で一応 500 万円を計上さしていただいてます。なお、その他の地区

で災害起きれば、ちょっと見送りになる部分がありますけれども、そういうことを予測して予算計上をさしていただいております。

議長（小永正裕君）

ほかに質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで 8 款、土木費の質疑を終わります。

次に 9 款、消防費について質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで 9 款、消防費の質疑を終わります。

次に 10 款、教育費について質疑はありませんか。

矢野君。

7 番（矢野昭三君）

中学校のがで、佐賀中学校の所で第 2 次診断というような説明はいたいたんですが、これはどういうわけでこういう形で、初めから私はぱったりやる分なりと思うちょっとたところが、1 次、2 次いうたら、ほいたら今度ら 3 次も 4 次もあるがかというように思えます。

これはまたどういう関係で、このような予算要求になったがですかね。うろうろしようたら、間に合いませんが。

大体この種のがは、1 日 2 日で済んでいくはずなんですよ、この前やったやつ聞いたら。だから、少なくとも 12 月にはレポートが出てきてないと、事務局へあてには、教育委員会のですよ。当初予算に間に合わんですね。3 月に議会報告じやいうてやってですよ、そりやもう、なかなか間延びした話なりまして、大変、その佐賀中に限らず、危険校舎が大変多いがですね。

何で、一気にぱっとやるような調査をですよ、まず、それができないんですか。

議長（小永正裕君）

教育次長。

教育次長（坂本 勝君）

お答えを致します。

耐震診断につきましては、まず耐震の 1 次診断。これをですね、平成 15 年から実施を致しました。この 1 次診断につきましては、いわゆるまあ概略の診断といいますか、診断自体がですね、細部にわたっておりません。

次にその第 2 診断につきましては、いわゆる細部にわたってのですね、診断を行うということになります。いわゆる IS 値をまあ公表するということになります。

この診断につきましては、まあ当初今言いましたように、随時行ってきました。当初予算にもですね、一部の診断を計上しておりますけれども、まあいわゆるその中国の地震等、また国の方もですね、耐震診断を早急にまあ推進するということなどもありまして、追加で全校を実施するということに致した次第です。

以上です。

(村越議員より「はいはい」との発言あり)

議長（小永正裕君）

村越君は、教育厚生委員じゃなかったですかね。

(村越議員より「え」との発言あり)

この件についてはですね、教育厚生委員会に付託することになっておりますので、委員会の中で発言してください。

(議場より、何事が発言する者あり)

矢野君。

7番（矢野昭三君）

いやそれでね、1次、2次とかいうことがあることは、私は全然知らなかつたんですよ。当初の予算の中では。私は3月に議会報告をするんだと、調査結果を。そのように聞いておりました。

だからね、2次とかいうのはね、私意外な気がしたんですけど、もうちょっとですね、そういう、早く言っていただいたら、予算を先用意して、だんだんだんだんできるやないですか。これ8月のね、何日かちょっと忘れたけどね、もう2日で済ましてるんですよ、現場は。

ほんで、この予算を今取って、またやらないかん。その間がああなんと、長いことか。中学校とかはね、こんなコンクリートの塊が降ってきちゃうですよ。私は写真撮っちゃうから知つりますよ。こんなもんですよ、外壁で。

でね、そんなね、ゆるゆるした話では困るがですよ。そんなもんこそね、専決でも何でもせないかんがですよ、これは。いや、あれ人に当たってなかつたからよかったです、幸い。あれが当たつちょっとたら大事ですよ。危険な校舎という、みんな共通認識ができちゃうですよ。それが、今ごろこんなこと言うてよ、私はこの前やつた調査でもう全部、12月までには出て、当初予算に間に合わすと。3月議会にはその結果の方向を示す、予算を示す。そうなるか思うちょっとところが、今ごろこんな話でよね、あこにおるね、子どもはたまたもんじやないですよ。あこにおりますか、朝から晩まで試しにあの壁の下に。何を考えちゃうがですか、これ。だから、1次、2次ときたらね、あと3次、4次もあるがやないろうか、わしはそう思うわけよ。こうちょっとまともによ、考えてやりりますかということをわしは言いたいが。この前の小学校の問題もあるけど。とにかくこれをよね、こんな間延びしたことは困る。ちゃんと、し尿処理のときはやつたやないですか専決を、179条で、さっき。こんなもんこそ早うにせなあ、落ちてきた日いうがは分かつてちゅうでしょう、あの石が、コンクリが、こんなもんが。何でそのとき専決せんが。

だからね、何かね、行政執行についてよね、何かそのどういう一貫性いうか、それがね、感じられんわけよ。何か急いで、何がゆっくりできるか。話にならんじやないですか、これ。保護者はね、安心してね、学校へやれんですよ。学校の門の中の問題は、言わんち分かっちゃうけんど、法律で定められて、これ義務教育ですよ。義務教育というのは、保護者が行かさざったら、親は犯罪者になりますよ。それだけ偉い法律ですよ。それがよ、いくたんびに毎朝おろおろせないかんちゅうのはどうもならんきに、そらここはよね、もうちょっと気がけてやってもらわんことには、たまらんと思うぜ。子どもが一番困る、それから保護者。そら何日後に、その教育委員会の方へ報告があったか、それは僕は知りませんよ。だけど、私が現物を見たのは8月。で、まあちょっと記録も載っちゃうき、見たら分かるんですけど、まあ二次調査とかいうて今ごろ言うきね、それでたまげたがですよ。それは困る。

何でこれ専決せんがですか、こんなもんこそ。

議長（小永正裕君）

教育長。

教育長（松並 勝君）

お答えを致します。

これは、前の議会でも少し答弁を致しましたけれども、学校の1次診断、2次診断につきましては、まず耐震化を図って、そして補助の対象にしてもらわなければならないというふうなことを答弁を致しました。

それで、学校の耐震診断はですね、当初、当初予算を組んだときには、今年と来年度において2次診断をやって、そして整備をやっていこうというふうなことを計画をしておりました。しかし、中国の四川の震災、あるいは岩手、宮城の地震、そういうふうなことがあってですね、急きよ、そんな悠長なことは言っておれない。とにかく、今年度いっぱいにすべての未実施の所をですね、実施をしなければならないというふうなことになります、急きよ、まあ2次診断の補正予算を計上したと、こういうものでございますので、当初、予算を組んだのはですね、まず今年分というふうな形がありました。それが、今も言いましたように前倒しをしてですね、その2次診断結果を基にして整備をやろうということでございますので、その不足分を今提案をしたということでございます。

それから、2次診断でございますが、2次診断はですね、1日、2日でできるような工期ではありません。やっぱり最低でもですね、5ヶ月、6ヶ月かかるというふうなものでございまして、とにかくこの2次診断を受けないとですね、どうしてもその補助の対象になるかならんかというふうなものが、公的な診断結果がないとどうしてもいけないというものでございますので、その点ご理解願いたいと思います。

議長（小永正裕君）

ほかに質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで10款、教育費の質疑を終わります。

次に第2表、繰越明許費についての質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで議案第23号、平成20年度黒潮町一般会計補正予算についての質疑を終わります。

次に議案第24号、平成20年度黒潮町国民健康保険事業特別会計補正予算についての質疑はありませんか。

(議場より、何事が発言する者あり)

暫時休憩します。

休憩 12時 16分

再開 12時 17分

議長（小永正裕君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

それではですね、13時30分まで休憩致します。

休憩 12時 17分

再開 13時 30分

議長（小永正裕君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続けます。

議案第24号、平成20年度黒潮町国民健康保険事業特別会計補正予算についての質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、議案第24号の質疑を終わります。

次に議案第25号、平成20年度黒潮町老人保健事業特別会計補正予算についての質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、議案第25号の質疑を終わります。

次に議案第26号、平成20年度黒潮町介護保険事業特別会計補正予算についての質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、議案第26号の質疑を終わります。

次に議案第27号、平成20年度黒潮町水道事業特別会計補正予算についての質疑はありませんか。

竹下君。

16番（竹下英佐雄君）

資本的支出、第6款のこの、仲分川の施設の整備事業300万。これは一遍、調査をやったがじやないかね。前に、先にやったがじやない。全然やってない。

その一番心配しよるのは、300万程度やけんど、果たしてその、かなりまあ水が出るという確信を持ってやりようがかもしれないけれども、あれかえ、その大体、水が出るというあれば考え持ってこれ、事業をやるようにしちょうが。

その点、ちょっと。

議長（小永正裕君）

松田まちづくり課長。

大方まちづくり課長（松田博和君）

仲分川のあの水源の関係ですが、今までではですね、ご存じの方もおると思いますが、ずっと以前、蜿川へ入ってきましたら仲分川の少し上で、ある方が乳牛を山の上で飼っていました。その若干下といいますか、下流側で山の中腹にですね、今水源地を求めて、まあ地元の方と協力してやったと思いますが、なかなかいい水源がずっと続いておりました。それで最近ですね、その周辺を間伐等、木を伐採した関係で、若干水の出が悪くなっています、その問題と、それから老朽した関係とがありまして、まあ新しい水源を求めるいかんということで、求めるものでございます。

場所的にはですね、今のところその山の中腹で今は取っておりますが、その谷の下流と、本川とで合流した付近ということで、まあ地元の意見といいますか、地元の方が一番水源のことは分かりますので、そのあたりを参考にしてですね、場所を決定しております。

以上です。

議長（小永正裕君）

竹下君。

16番（竹下英佐雄君）

既にこう谷の水、流れよう天然の水の流れよう所を確保するのか、それともボーリングして地下水を探すのか。まあボーリングする場合に、大体まあそれ仕事にしよる水のあれで地下水を探しよう人らあに聞いてみると、あんまりその当てにならんと。山奥ではね、地下水を探し当てるのに当てにはならんで、まあその昔は蜿川からずうっとそれぞれ奥地で、馬荷らあでまあずうっと天然の水を、湧水をまあせき止めて、そこへタンクを据えて、そっからずうっとまあパイプを引いて、まあ家へすうっと引いてきて取るというようなことをやりよったけれども。

そういう方式かどうか、まあそこあたりをはつきり。

議長（小永正裕君）

松田まちづくり課長。

大方まちづくり課長（松田博和君）

水源池の確保がまあ大事なもんですが、基本的にはですね、ボーリングで考えております。

というのは、表流水を取りますと、もちろん水質検査をしなくてはいけませんけれども、基本的にろ過が必要です。それで、ボーリングしてある程度の水質でしたら、あとは滅菌したら配ることができますというような状況がありますので、基本的にボーリングで考えております。

あと、水の出の問題ですが、確かにボーリングしなくては分からることながですけど、現在、伴太郎地区、その奥ですね。伴太郎地区でまあ議決いただいた予算の中で、水源の調査7カ所を行ってます。それについては良い結果が出たということを聞いてます。

それで、その業者がちょうど今入っておるもので、その業者の意見もですね、参考にしながらまあ対応しておるという状況です。

基本的には、一番水の状況が分かっておるのはやっぱり地域の方ですので、その方と話しながら対応します。

（竹下議員より「はい、まあ分かりました」との発言あり）

議長（小永正裕君）

ほかに質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、議案第27号の質疑を終わります。

ただ今議題となっております議案をそれぞれの常任委員会に付託します。

総務常任委員会には、議案第14号のうち、歳入全部、議案第16号から議案第22号まで、議案第23号のうち、歳入全部、歳出のうち、2款、総務費、9款、消防費、第2表、繰越明許費。

以上を総務常任委員会に付託します。

なお、議案第22号は、議会運営委員会で教育厚生常任委員会へ付託することになっておりましたが、教育長の給与、勤務条件に関する条例の改正ありますので、議案22号は総務常任委員会に付託することと致しました。

産業建設常任委員会には、議案第 15 号、議案第 23 号の歳出のうち、6 款、農林水産業費、7 款、商工費、8 款、土木費。議案第 27 号。

以上を産業建設常任委員会に付託します。

教育厚生常任委員会には、議案第 14 号の歳出のうち、4 款、衛生費。議案第 23 号の歳出のうち、3 款、民生費、10 款、教育費、議案第 24 号から議案第 26 号。

以上を教育厚生常任委員会に付託します。

暫時休憩します。

休憩 13 時 39 分

再開 13 時 57 分

議長（小永正裕君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど、議会運営委員会を開きました。

その内容について、委員長から報告をしていただきたいと思います。

竹下委員長。

議会運営委員長（竹下英佐雄君）

ただ今の議運の報告を致します。

矢野議員の方から、一応追加議案に対して、何で議会の開会日の当初に提出できるものを、何で最終日のこの、最終の日に提出をする（議長より「10 日の日になっております」との発言あり）ということでしたんで、議員協議会の中（議長より「竹下委員長、今、10 日の日に提出ということに、9 月 10 日に提出ということになっておりますので」との発言あり）9 月（議長より「10 日。本日ですね」との発言あり）うん。本日、提出をされた、最初のうちに、会期の告示をする前に、なぜ一緒にその提案ができないかったかということで、一応疑義が出まして、一応それに対して執行部の方は、まあ請負に入札が済んでから後に、まあ保証協会の方へその保証等の申請をして、その許可をもらわなければならぬというようなこともあって遅れたという理由の説明でありますけれども、まあ一応内容を調べてみると、どうもそうでなくって、まあ当初からやっぱり準備できるはずであったということの疑問があり、ぜひそこらあたりの執行部の議会に対する、まあ姿勢の問題がちょっと気になるので、議員協議会の中で一応それをただしたいという申し入れがありましたので、一応それを取り上げて、受諾致しまして、ただ今から議員協議会を開こうかということで結論出ました。

以上です。

議長（小永正裕君）

ただ今、議会運営委員長の報告の中にありました、先日行いました定例議会前の全員協議会のときにですね、今、今日出でています 28、29 の追加議案についてですね、出す時期のこと。

それから、それを出すときの手続きのことに対する説明にかんして、その時点では議運の方でもまあ納得したというふうなことで終わっておりましたが、その後、矢野議員が個人的に調べてみるとですね、答弁の中に納得できないことがあるというふうなことに至りました、昨日ですね、このことについて議員協議会を開いてくれないかというふうな申し出があったところでございます。

で、先ほど議会運営委員会開きました、本会議場でそのまま進めて行うか、それとも休憩をとって、全員協議会を行うかというふうなことを議会運営委員会で諮っていただきました。

その上でですね、休憩をとって、全員協議会を開いた方がええんじやないかというふうな結論に至りました。そういうことでございます。

従いましてですね、ただ今から議員控室の方に移っていただいて、今の件についてですね、全員協議会開いて、執行部からの今一度説明をいただきたいというふうなことに議会運営委員会で決定致しましたので、速やかに移動願います。

暫時休憩します。

休憩 14 時 01 分

再開 15 時 12 分

議長（小永正裕君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第 4、議案第 28 号、平成 20 年度カッコ、仮カッコ閉じる、中央保育所新築工事、カッコ建築主体、電気設備カッコ閉じるの請負契約の締結についてを議題とします。

それでは、提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（下村正直君）

それでは議案第 28 号、平成 20 年度仮称中央保育所新築工事の請負契約の締結についての提案理由の説明を行います。

地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号の規定により請負契約を締結するため、議会の議決を求めるものです。

工事の内容は、契約の目的が平成 20 年度仮称中央保育所新築工事。これは、建築主体と電気設備でございます。

契約の方法は、指名競争入札。

契約金額は 4 億 1,895 万円です。

契約の相手方と致しましては、幡多郡黒潮町入野 2584 番地、西南総合建設株式会社。代表取締役、中澤正志さんです。

以上です。

議長（小永正裕君）

これで、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

議案第 28 号、平成 20 年度カッコ、仮カッコ閉じる、中央保育所新築工事、カッコ建築主体、電気設備カッコ閉じる請負契約の締結についての質疑はありませんか。

村越君。

1 番（村越比佐夫君）

この業者は、馬荷線の工事をやった業者じゃないですか。

議長（小永正裕君）

植田務課長。

本庁総務課長（植田 壮君）

お答えします。

19 年度にやりました、馬荷線の工事を。はい。

議長（小永正裕君）

村越君。

1番（村越比佐夫君）

まあいろいろこのまあ手抜き工事いうか、再々建築のまあ、工事やった折に、再生の碎石をまあ利用することに当たり、いろいろこう疑惑が持たれて町民の方からまあいろいろ話があって、まあ僕がまあ一応一般質問をしておった業者ですが。

これ精密に調査したら、非常にこう際どい。僕の書類の手続きとかいろいろな関係でね、公平を欠くような気もして。まあ課長は町単独で、執行権は町長にあるきにうんぬんというて、まあ答弁があつたけんどね。やけど、非常にこう手抜きをする危険性が、まあ最初から疑うたらいかんけんど、そういううわさのあったね、企業なのですわ。

ほんでこれが、まあいろいろ僕も資料を、そのリサイクル法の工事をする折の法律の要綱をもって、今から調べるわけですけれども。

これ、問題が出た折にはどうしますか、町長。

議長（小永正裕君）

町長。

町長（下村正直君）

そのようなことはないと思って指名を致したわけですので、今、あつたらというご質問には、ちょっと答えかねます。

議長（小永正裕君）

村越君。

1番（村越比佐夫君）

もう1回やけんね、ちょっと長いぜ。

非常に工期の問題があるんですね。工期の。恐らく3月31日というようなまあ形で契約、なつちよらんか、すると思うんですが、まあ佐賀らあ全部工期のも書いちょうきにあれやけど、これは工期書いてないんよ、ね。ほんまにそのね、工期の期間、これ一番心配するんですね。そういうまあ心配する業者で、何かこう手抜かれたら危険やよと。

ほんで町長も言われたように、耐震強度の設計の段階でなかなか時間がかかるということ、見切り発車したこと説明されましたけんどね。

そういうたら現時点の段階でよ、町長、責任持てますか。

議長（小永正裕君）

町長。

町長（下村正直君）

法律にのつとつて、また、町の条例等にのつとつて、指名をし、入札をし、業者が決まって、今から業者にそれを委ねていきます、工事を。

それから、監督する業者もいるわけですので、私としては全責任が私にあろうかというふうに思ってます。

議長（小永正裕君）

ほかに質疑はありませんか。

森君。

10番（森 治史君）

たわいもない言わされたらそれまでですけど、今、これ追加予算7,000万、いわゆる建築の方の骨材の高騰によるということでのあれでしたけど。今現在ちょっと、骨材が値崩れを起こしちょうよううわさを聞いております。

それで、まあ当然余ったら、また戻しのあれんなってくると思いますけど、そういうように、この金額ですべてやる。だけどやはり、材料費が安くなつたもんは、この請負費からは下がる。

まあ、いったん受けたもんやけん、これから高騰しても追加の予算ということはあり得んと思いますが、そのへんのことはいかがでしょうか。

議長（小永正裕君）

谷口健康福祉課長。

大方健康福祉課長（谷口明男君）

今のところはですね、まあうわさでそういう話が出てるかもしれませんけど、聞くところによると鋼材が下がつたというあれば、現実には物価的にはありません。

それで、またもう1つ言わされたように、上がつても変更はしないかということですけど、上がつてしまふん。ほんで多分、今の情報では、下がることはないだろうということですね。

以上です。

議長（小永正裕君）

森君。

10番（森 治史君）

新しい鉄骨と古い鉄骨の話で、ちょっとおかしいなるかもしれませんけど。やはり回収して売りよう方に言わしたら、かなり極端に鉄骨の古材なんかを持って行って業者に買つてもらう、それで生活をしよう方が話にはよね、かなり下がつたという話に、前と違うたらだいぶその買い上げの金額が違うてきたいことだから、まあそういう意味で、その鉄骨の値段も乱高下があると思います。まあ一応契約結んだ以上は、なんぼ上がってもそれ以上は出せれんと思いますけど、まあ下がつたときにはそれなりの、何か戻りがあるかなと。

まあ、課長はそういう話は聞いたことないという話ですけど、まあ、私は若干下がり気味というよう話を聞いておりましたもんで、お聞き致しました。

議長（小永正裕君）

森君、再々ですけれど、注意しますけれども。

質疑ですから、必ず答弁の要るような発言していただきたいと思います。

（森議員より「はい、はい、分かりました。すいませんでした」との発言あり）

よろしくお願ひします。

西村策雄君。

12番（西村策雄君）

町長と担当にね、ちょっと質問するのですが。

いわゆる私の聞き違いかどうか知りませんが、この中央保育所のこの造成、建築に取り掛かるのはね、建築に取り掛かるのは平成19年度に掛かると、そういうふうに合併した当時話を聞いちゃつたがですが、

どうも1年くらい延んだんじゃないかなあと。その関係で、材料の高騰、さまざまな問題が出てきたというように思うのですが。

佐賀も保育所をね、やらないきませんので、反対はしません。が、いわゆるその執行する立場の方が、いわゆるスムーズな執行をする。そのことがですね、大事なチャンスであり、それを半年でも1年でも延ばした場合、非常にこう大変なデメリットといいますかね、町民に負担をかける。そういうことになりますので、この点について、まあいたら7,000万の増額やという話を聞いたよったがですが、実質、今の課長の答弁では、4億1,800万なにがしというがから一切変わらんと、設計変更はないぜよというですかね。

その点をお聞き致します。

議長（小永正裕君）

谷口健康福祉課長。

大方健康福祉課長（谷口明男君）

はい、今のところは考えておりません。

議長（小永正裕君）

西村策雄君。

12番（西村策雄君）

その理由を聞きたいですね。私、ちょっと触れたように、工期が遅れた、取り掛かりが遅れた。そのためにこういう、いわゆる大きな、いわゆる増額せないかんような状態になったんじゃないかなあとということを質問しようがやから、そのことについて納得いくように、話をしてもらいたい。納得させてもらいたい。

議長（小永正裕君）

谷口健康福祉課長。

大方健康福祉課長（谷口明男君）

簡単に言い過ぎまして、申し訳ございません。

設計の段階ですね、もしかして工期が遅れるかもしれない、向こう半年ぐらいは考えて設計をしてくれということで頼んでおりましたので、そのことは重々設計業者の方は、そのことを考慮しまして設計しておりますので、単価の高騰はないだろうと思っております。

以上です。

議長（小永正裕君）

竹下君。

16番（竹下美佐雄君）

気になるのがその工期ですがね。大体いつ時分から着工して、3月31日までにしまうのか、大体その期間は大体どんなんなります。

その点。

議長（小永正裕君）

谷口健康福祉課長。

大方健康福祉課長（谷口明男君）

一般質問の中でも出ておりますけど、建物というか構造物はですね、鉄筋コンクリートではありません

ので、鉄骨ですので、その養生期間がほんとに短くて済みますので、多分、まあこんな大きいのをやったことはないんですけど、設計業者にまあるいろいろと調べてもらいますと、半年あれば十分ではないかということではありますので、3月中には出来る予定でございます。

議長（小永正裕君）

竹下君。

16番（竹下美佐雄君）

まあ、いつから始めるようになるのか、10月から仕事に入って、それから3月いっぱいまでやって（議長より「竹下君、マイクスイッチ入れてください。初めから」との発言あり）まあ3月いっぱいまでということになると、結局6カ月ですよね。そうすると、まあ1カ月に約7千万くらいの事業費の仕事をしなきゃならん。まあ正確には、この予算に請負単価を大体6カ月で割りますと、6,980万、結局7千万近いばあるものになるんですが、その消化がずっと定期的にできていくかどうか、そういう点が心配です。

そうすると、まあいわゆる消化を工期内にこのあれを建てるということになると、さっきも村越議員の方から言われよった、いわゆるあんまりこう期間がないので、まあ手抜き的なそのあれが起こるんじゃないかというような心配もあるが、私もそういうふうに感じるわけであります。

だから、まあそういうことからして、大体その工期内に十分それが可能かどうかという点、それだけお聞きしたい。

議長（小永正裕君）

谷口健康福祉課長。

大方健康福祉課長（谷口明男君）

先ほども申しましたが、鉄骨ですので、ほんと、鉄骨を組むところまでいければですね、あとはもう広いというか構造的にものすごく大きいんですけど、どっからでも入れます、平屋ということで。

で、そのところは本当に、まあ月単位にしたら7千万ぐらいになるとかいって大変な工事と思いますけど、そこんところは、いうたらまあ段取り良くやれればですね、まあいろんな所から入れますので、大丈夫だと思っております。

（竹下議員より「はい、分かりました」との発言あり）

議長（小永正裕君）

ほかに質疑はありませんか。

矢野君。

7番（矢野昭三君）

指名業者の数と名前と、それから、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の施行令の中にですね、工事着手の時期及び工事完成の時期と、これは公表しなければならないとありますが、この契約書の本件議案の中には、そのことが載ってないですが。上位法優先ということで先ほどもお話しもありましたが、それが載ってない。

これは昔からやりよったこのスタイルは、議案の作り方は、行政実例のやり方やと思うんですが、法律そのものに公表すべきことがあるのに、本会の議案の中にはそれが載っていない。

いつからいつまでやりますか、これは。

議長（小永正裕君）

町長。

町長（下村正直君）

私に分かる所だけ、指名業者（議長より「スイッチ」との発言あり）の数ですが、8社でございます。

それと、それぞれの名前についてはちょっと控えておりませんので、誰か。

議長（小永正裕君）

植田総務課長。

本庁総務課長（植田 壮君）

建設業者名 8社でございますけども、ここにあります西南総合建設株式会社、また大方総合建設株式

会社、株式会社土居建設、それから株式会社山本建設、山沖建設、西原建設、豚座建設、楓建設、この

8社でございます。

議長（小永正裕君）

ほかに質疑はありませんか。

（議場より「いやいや」、「工期」との発言あり）

あ、工期。工期ということです。

植田総務課長。

本庁総務課長（植田 壮君）

工期につきましては、仮契約といいますか、が今日議決いただきましたら、9月11日から21年の3
月10日ということにしております。

議長（小永正裕君）

ほかに質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただ今議題となっております議案については、会議規則第38条第2項の規定によって、委員会付託
を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認めます。

従って、本案は委員会付託を省略することに決定致しました。

これから討論を行ないます。

議案第28号、平成20年度カッコ、仮カッコ閉じる、中央保育所新築工事、カッコ、建築主体・電気
設備カッコ閉じるの請負契約の締結についての討論を行います。

反対討論から、ありませんか。

（なしの声あり）

賛成討論はありませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

この採決は、挙手によって行います。

念のため申し上げます。この採決は賛成の方の挙手を求め、挙手されない方については反対と見なしますのでご了承願います。

議案第28号、平成20年度カッコ、仮カッコ閉じる、中央保育所新築工事、カッコ、建築主体・電気
設備カッコ閉じるの請負契約の締結についてを採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第28号は原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第29号、平成20年度カッコ、仮カッコ閉じる、中央保育所新築工事、カッコ、機械
設備仮カッコ閉じるの請負契約の締結についてを議題とします。

それでは、提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（下村正直君）

それでは、議案第29号につきまして提案理由の説明を致します。

平成20年度、仮称中央保育所新築工事、機械設備でございますが、の請負契約の締結についてござ
います。

地方自治法第96条第1項第5号の規定により、請負契約を締結するため議会の議決を求めるものです。
その工事内容につきましては、契約の目的が平成20年度仮称中央保育所新築工事機械設備。契約の方
法、指名競争入札。

契約金額 8,925万円。

契約の相手方は、四万十市古津賀3443番地1、株式会社中村住設。代表取締役が浜村敦となっており
ます。

なお、工期につきましては、先ほどの件と同じく、9月11日から来年3月10日までとなっておりま
す。

以上です。

議長（小永正裕君）

これで、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

、議案第29号、平成20年度カッコ、仮カッコ閉じる、中央保育所新築工事、カッコ、機械設備仮カ
ッコ閉じるの請負契約の締結についての質疑はありませんか。

西村策雄君。

12番（西村策雄君）

機械設備の中でですね、残飯処理等々の施設は設置されるのかどうか。

また、処理された残飯等々は、どういうごみ類として出すのかどうか。

その点についてお聞きを致します。

議長（小永正裕君）

谷口健康福祉課長。
大方健康福祉課長（谷口明男君）

残飯処理施設は設置しません。そして残飯は、今、町の回収しておりますごみ収集車で出す予定でございます。

議長（小永正裕君）
竹下君。

16番（竹下英佐雄君）

この指名業者が何件あって、それから、大体まあ落札価格がどればあ、何パーセントくらいになつておるのか、それと。2つ。2点。

議長（小永正裕君）
町長。

町長（下村正直君）

指名業者につきましては、6社でございます。
それから落札金額は、8,500万円です。
落札の割合ですけども、94.13パーセントです。

議長（小永正裕君）
西村策雄君。

12番（西村策雄君）

再々どうもなにしますが、この機械設備の中にですね、いわゆる今言われております環境に配慮したですね、エコ施設、いわゆる太陽のソーラーとか、そういうものが含まれているのかどうか。
その点のいわゆる配慮はされているか、お聞きを致します。

議長（小永正裕君）
谷口健康福祉課長。

大方健康福祉課長（谷口明男君）

ソーラーシステムにつきましては、くじら保育所に設置しておりましたけど、後維持管理の関係で相当また高額なものが要るということで、設置しておりません。
以上です。

議長（小永正裕君）
ほかに質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮ります。

ただ今議題となっております議案については、（議場より何事か発言あり）

暫時休憩します。

休憩 15時 35分

再開 15時 35分

議長（小永正裕君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

町長。

町長（下村正直君）

どうもすいません。先ほどの答えで、ちょっと訂正とおわびを申し上げます。

予定価格に対する落札金額の割合ですけども、先ほど94.13パーセントと申し上げましたけど、訂正致します。98.8パーセントでございます。（竹下議員より「98.」との発言あり）

8パーセントです。（竹下議員より「8パーセントやつたらちょっと、疑問が出てくる」との発言あり）

議長（小永正裕君）

竹下君。

16番（竹下英佐雄君）

結局、98.なんぼでなりますと、その、まあ落札価格がわずか2パーセントくらいの開きですわね、8.なんぼ。もうほとんど100パーセントに近い状態で落札できた。どうも談合があったんじゃないかなと思う、疑いが。

決してこんなその、落札価格とあれが、その入札価格とが一緒やという、まあほとんど100パーセントに近い状態であるということになるとやね、これはちょっと、まあ疑問が残りますが。

そういうその談合とかいうものはなかったのか、まあそらあたり、どうしてこんなあれが出てきたのか。

議長（小永正裕君）

町長。

町長（下村正直君）

私どもには分からんことですし、お答えしかねます。

議長（小永正裕君）

森君。

10番（森治史君）

公共事業の場合ですよね、よく言われる、新聞なんかへ載って、皆執行部の方もご存じと思いますけど、予定価格に対しての入札価格が80何パーセントを超したものは談合に近いと。ほいで、特にその100パーセントに近づきや近づくほど談合だというような新聞記事、皆さんもお読みになっていると思いますが。

やっぱりそういうように、住民の方もそういう数字はもう今、皆さん知ってると思います。ほんでまあこれがどういういきさつでどうのこうの言うても始まらんと思いますけど、そういうこともやっぱり考えて入札に当たらんと、それはないと思いますとしか言えません。あつたとも私は思いたくないです。けど、そのように国の方からもこういう、予定価格に対して入札価格が85パーセントを超すとよね、談合に濃いと言われて、特にユーロにしても90何パーセントで、やっぱり新聞にもそういうランク付けが上の方に位置されていましたよね、入札価格が。けどやっぱりもうちょっと、説明のつく、住民もやっぱりこういう数字はうんと敏感になってきておると思います、いろいろな面で。お金が潤沢にある予算でやりようわけじゃないんで特にあると思いますが、そのへん。

今は分からんと言いましたけどよね、こういう数字はご存じだと思うんですけど、そういうように高い高いほど談合の疑いが持たれるということは、そのへんの認識はありましたか。

議長（小永正裕君）

町長。

町長（下村正直君）

逆にですね、非常に不落になる場合もないわけじゃありませんし、そのへんは先ほども申し上げましたように、私の方でどうこういう話じゃないと思いますが。

まあ一般論としてですね、この割合が高いということは、そういったこともこう心配せないかんということは言えると思います。

まあ今回の場合はですね、予定額が8,600万に対して落札価格が8,500万ですから、このきりのええどこみたいなところでですね、あれしたんじゃないかなというように思います。

議長（小永正裕君）

ほかに質疑はありませんか。

矢野君。

7番（矢野昭三君）

町長、この議案ですのでね、ここは。あつたかなかつたか分からん、いう議案のこの、質問者ですよ、町民の代理して言う者が聞きゆうときに、本会議で。談合があつたがやないかいうたときに、あつたかなかつたか私には分からん言われたら、これはね、困るがですよ、この場でそんなこと言われたら。あつたかなかつたか分からんいうて、じゃあ、これなかなか手上げぬくうなってきますよ、そんなこと言われたら。そこはね、ちょっと気つけてください、ちょっと。もし訂正するという気があつたら、後で訂正してください、そこは。

それから、備品、この機械設備というのは、大体どんなものでしょうか。これだけではちょっと、まあ家らあやつたら何となくこう分かりますけんど、ここに言う機械設備ですか、この中身は、主なもので結構ですかん、5つ6つ教えてください。

それから、業者の6社のお名前を教えてください。

議長（小永正裕君）

町長。

町長（下村正直君）

あつたかなかつたか分からんという、まあそのことがちょっと表現が悪かったと思いますが、私がどうこう言うことではないと。ただ、もうそういうことはないというふうに信じてはおりますけども、それをですね、この数字がどうだから、私にどう言えとかいうこと自体がおかしいんじゃないんでしょうかね。

これ自体があつちやならんことですし、なかつたものと思ってますけども。それ以上、私がどうこうは言えません。

議長（小永正裕君）

植田総務課長。

本庁総務課長（植田壯君）

すいません、お答えします。

業者名、中村住設さま、山本建設さま、土居建設さま、弘瀬建設さま、四電工中村営業所さま、東邦工業さま、この6社でございます。

それから、中身につきましては担当の方から答弁させていただきます。

議長（小永正裕君）

谷口健康福祉課長。

大方健康福祉課長（谷口明男君）

中身でございますが、給排水の衛生設備、それから空調関係ですね。それとあとは、排水のことになりますけど、合併浄化槽。

そういったものでございます。

議長（小永正裕君）

ほかに質疑はありませんか。

前田君。

13番（前田寿郎君）

入札回数は何回で落札しましたか。

そのことだけお聞きします。

議長（小永正裕君）

植田総務課長。

本庁総務課長（植田壯君）

入札回数は1回でございます。

（議場より「おかしいね」との発言あり）

議長（小永正裕君）

ほかに質疑はありませんか。

竹下君。

16番（竹下英佐雄君）

まあ1つ。

その、まあ契約の相手は、中村住設ですが、このここへまあ1業者だけがこの施設を全部やるのか、同時にほかの業者もこれへ一緒になってやるというようなその、あれはないのか。
そこらをちょっと聞きたい。

議長（小永正裕君）

植田総務課長。

本庁総務課長（植田壯君）

お答えします。

この工事内容といいますか、がですね、多岐にわたっておりますので、必ず下請け業者が出てくると思います。

従いまして、入札の段階でもですね、特定業者を選定してですね、指名をしていきました。

（竹下議員より何事か発言あり）

議長（小永正裕君）

3回終わりました。（竹下議員より何事か発言あり）

ほかにありませんか。

（竹下議員より「ちょっと小休して。休憩取って」との発言あり）

暫時休憩します。

休憩 15時 45分

再開 15時 49分

議長（小永正裕君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに質疑はありませんか。

前田君。

13番（前田寿郎君）

建築主体工事と併せまして、かなりな大規模な事業になりますけれども、職員体制ですね。現場監督を含めまして、あるいは担当職員、そういう職員体制をどう考えておるのか。

それだけお聞きします。

議長（小永正裕君）

町長。

町長（下村正直君）

管理委託もしておりますので、そのへんは十分担当にもですね、密に気をつけてということは申しておりますけども、特に現段階で職員体制ということは考えておりません。

議長（小永正裕君）

ほかに質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただ今議題となっております議案については、会議規則第38条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認めます。

従って、本案は委員会付託を省略することに決定致しました。

これから討論を行ないます。

、議案第29号、平成20年度カッコ、仮カッコ閉じる、中央保育所新築工事、カッコ、機械設備仮カッコ閉じるの請負契約の締結についての討論を行います。

反対討論からお願ひします。

竹下君。

16番（竹下英佐雄君）

まあ、質疑の中でまあ質問しました内容で、予定価格と落札価格が非常に近い。まあ100パーセントに近い状態で、入札がされておる。しかも、第1回だけでこれが落札をされてる。

非常に、まあ電気工事とかいろいろ、冷暖房とかそういう内部のまあ機具関係の施設ですので、相当まあいろいろと算定をするにはまあかなりこう、入札段階ではちょっと判断がしづらい。それをほとんど100パーセントに近い落札をされたということについては、非常に疑問が残ります。

もう1つの問題は、決して入札に参加した業者が、いわゆる落札業者と一緒に事業を、この工事をまあ共にまあ助け合いでやるということになろうかと思うわけですが、こうなってくるとますます、そういう懸念が広がってまいります。公正なやっぱり指名競争入札ということで、まあ公正な入札をさいたということについては、ちょっと疑問が残りますので、その意味からも反対をしたいと思います。

以上です。

議長（小永正裕君）

次に、賛成討論ありませんか。

西村策雄君。

12番（西村策雄君）

賛成討論を致します。

賛成の理由はですね、先ほど副町長が、答弁がございましたが、いわゆるこの時期ですね、非常に仕事がない。皆、町民の中に若者が仕事を求めておりますので、いわゆる請負業法の下請法を守って、私は、できるだけ仕事のチャンスを広く与えると、そういうニュアンスであったと思いますので、私は賛成を致します。

議長（小永正裕君）

次に、反対討論はありませんか。

（なしの声あり）

賛成討論はありませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

この採決は、挙手によって行います。

念のため申し上げます。この採決は賛成の方の挙手を求め、挙手されない方については反対と見なしますのでご了承願います。

、議案第29号、平成20年度カッコ、仮カッコ閉じる、中央保育所新築工事、カッコ、機械設備仮カッコ閉じるの請負契約の締結についてを採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

挙手多数です。

従って、議案第29号は原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。

散会時間 15時 55分